



南城市子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
南城市



はじめに

現在、我が国においては、急速な少子高齢化と核家族化、就労の多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しております。また、保育ニーズも多様化し、待機児童問題など、社会全体で子どもを取り巻く環境整備と子育て世帯の支援を構築することが求められています。

このような中、平成 15 年 7 月に、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会形成に資することを目的とする「次世代育成支援対策推進法」が施行され、本市でも平成 19 年 3 月に「なんじょう子どもプランー南城市次世代育成支援対策行動計画ー(前期計画)、また平成 22 年 3 月に「なんじょう子どもプランー南城市次世代育成支援対策行動計画ー(後期計画)」を策定し、「次世代を担う全ての子どもの幸福と最大の利益の尊重」「地域全体の協働による子どもを生み育てやすい環境の実現」「男女が協力して子育てができる社会づくりの推進」を理念に揚げ、施策の充実に向けて、事業を展開してまいりました。

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月より「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることになりました。

本市においても「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施し、幼児期の教育・保育、地域の子どもの地域の子どもの子育て支援を総合的に推進するため、「南城市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後も、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な供給について計画的に示し、地域で安心できる子育て環境づくりを推進していきたいと考えています。

結びに、本計画の策定にあたりアンケート調査において貴重なご意見をいただきました市民の皆様、計画策定にご尽力いただきました「南城市子ども・子育て会議」委員の皆様に深く御礼を申し上げるとともに、これからも教育・福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

南城市長 古謝 景春

目 次

はじめに

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ（他計画との関係）	2
3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制等	3

第2章 南城市の現状と課題

1. 人口の推移と推計	5
(1) 推計人口	5
(2) 区域別の推計人口	8
2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況	13
(1) 認可保育所の状況	13
(2) 地域子ども・子育て支援の状況	20
(3) 認可外保育施設	23
(4) 幼稚園の状況	24
(5) その他	25
(6) 区域別の状況	26
3. ニーズ調査結果より傾向まとめ	30
(1) 子育て家庭の状況について	30
(2) 母親の就労について	30
(3) 教育・保育サービスの利用について	30
(4) 土曜、日曜の教育・保育サービスの利用希望について	31
(5) 学童クラブの利用や希望について	32
(6) 児童館について	32
(7) 育児休業について	32

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	33
2. 計画の基本目標	33
3. 支援対策の体系	34
4. 幼児期の教育・保育提供区域について	37
(1) 教育・保育提供区域とは	37
(2) 市の教育・保育提供区域	37

第4章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策	39
(1) 南城市全体	39
(2) 佐敷中学校区域	44
(3) 知念中学校区域	49
(4) 玉城中学校区域	54
(5) 大里中学校区域	59
2. 地域子ども・子育て支援事業	64
(1) 時間外保育事業	64
(2) 放課後児童健全育成事業	65
(3) 地域子育て支援拠点事業	70
(4) 一時預かり事業	70
(5) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	71
(6) 子育て援助活動支援事業（就学児）	72
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	72
(8) 利用者支援事業	72
(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業	73
(10) 養育支援訪問事業	73
(11) 妊婦健診事業	73

第5章 支援対策 ～子どものため、子育て家庭のための支援対策

1. 教育・保育事業や子育て支援体制の整備	75
(1) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保	75
① 0歳児、1歳児の保育の拡充	75
② 保育所における5歳児保育の拡充	75
③ 公立幼稚園の複数年保育の推進	75
④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実	75
(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進	75
① 地域子ども・子育て支援事業の推進	75
(3) 子どもの居場所づくり	76
① 放課後子ども総合プランの推進	76
①-1 学童クラブの充実	76
①-2 放課後子ども教室の充実	76
①-3 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進	76
② 地域における居場所の確保、充実	76
②-1 児童館の充実	76
②-2 多様な居場所の確保	77
②-3 児童館の増設及び活動の充実	77

2. 教育・保育事業等における質の確保と向上	78
(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	78
① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方	78
② 保育の質の確保	78
②-1 教育・保育事業にかかわる職員の資質向上	78
②-2 就学前教育・保育カリキュラムの作成	78
②-3 教育・保育に関する評価の実施	78
②-4 指導監督の実施	78
③ 保幼小連携の推進	78
③-1 保育・教育機関の連携強化	78
③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な接続	79
③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携	79
(2) 人材の確保の推進	79
① 保育士の確保	79
② 幼稚園教諭の確保	79
③ 放課後の居場所における人材確保	79
③-1 放課後児童支援員の確保	79
③-2 地域人材の確保	79
④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保	79
3. 地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実	80
(1) 集い、交流による子育て支援の充実	80
① 地域での子育てネットワークの構築	80
② 地域子育て支援センターの充実	80
③ サークル育成の推進	80
④ 子育てサロンの支援	80
(2) 相談、情報提供の充実	80
① 相談機能の充実	80
①-1 関係機関等による各種相談の充実	80
①-2 利用者支援事業の実施	80
② 情報提供の充実	80
②-1 周知・広報の強化	80
②-2 関係機関との連携による情報の提供	81
②-3 母子保健との連携による相談・情報提供	81
②-4 気軽に入手できる情報提供の検討	81
(3) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進	81
① 安全な妊娠、出産、育児への支援	81
①-1 母子健康手帳の交付及び活用の促進	81
①-2 妊婦健康診査の推進	81
①-3 超音波検査の推進	81
①-4 ハイリスク妊産婦継続支援の推進	81

①-5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進	81
①-6 妊産婦・新生児訪問指導の推進	82
①-7 ブックスタート事業の推進	82
①-8 母子保健推進員活動の推進	82
①-9 子育て中の保護者の健康管理の充実	82
②子どもの健康支援	82
②-1 2か月児訪問の推進	82
②-2 4か月児10か月児健康診査の推進	82
②-3 1歳6か月児健康診査の推進	82
②-4 3歳児健康診査の推進	82
②-5 7か月児・1歳児・2歳健康相談	83
②-6 予防接種の推進	83
②-7 マタニティー教室の推進	83
②-8 発達相談の推進	83
②-9 事故予防に関する知識の普及促進	83
②-10 子ども医療費助成の推進	83
③食育の推進	83
③-1 食育の指導の推進	83
③-2 食育についての連携強化	83
③-3 給食における農作物の地産地消の促進	84
④思春期保健対策の充実	84
④-1 思春期保健事業の推進	84
④-2 あかちゃんふれあい体験の推進	84
④-3 禁煙指導の推進	84
4. 多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実	85
(1)児童虐待防止対策の充実	85
①児童・家庭相談に応じる窓口機能の強化	85
②南城市要保護児童対策地域協議会の推進	85
③児童虐待防止講演会の推進	85
④児童虐待防止に関する教員研修の推進	85
⑤養育支援訪問事業の実施	85
(2)ひとり親家庭の支援の充実	86
①児童扶養手当の推進	86
②ひとり親家庭への就業・起業に関する情報提供の推進	86
③ひとり親世帯への家事支援の推進	86
④母子・父子家庭等医療費助成の推進	86
⑤母子寡婦福祉会への支援の推進	86
(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	87
①障がい児保育の推進	87
②特別児童扶養手当の推進	87

③特別支援教育就学奨励費の推進	87
④特別教育支援コーディネーターの充実	87
⑤南城市教育支援委員会による支援の実施	87
⑥巡回指導の充実	87
⑦発達障がいについての親の理解促進	87
⑧親子通園事業の充実	87
⑨重度心身障害児医療費助成の推進	88
⑩身体障がい児への補装具給付の推進	88
⑪重度障がい児への日常生活用具給付の推進	88
⑫相談支援事業の推進	88
⑬障がい児の保護者の交流促進	88

第6章 計画の推進について

1. 計画の周知	89
2. 計画の推進体制	89
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握	89
4. P D C Aサイクルによる推進状況チェック	90

～ 資料編 ～

資料1 南城市子ども・子育て会議条例	91
資料2 南城市子ども・子育て会議委員名簿	93
資料3 計画策定までの経過	94

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では少子化の進行がとどまらず、近年は人口減少時代が到来しました。子どもが減少する中で、共働き家庭は増加し、保育所の待機児童が大きな社会問題となっています。預けたいときに預けられない状況が常態化しており、中でも産休明け、育休明けでの0歳児の受け入れ不足が深刻であり、仕事や生活に支障を来す家庭も多くなっています。

沖縄県においては全国でもっとも出生率が高く、保育所の待機児童が非常に多い市町村もあり、大半の市町村では保育の拡大が最重要施策となっています。

また、子育て家庭においては、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣住民等からの子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況もあり、家庭における子どもの養育力の低下も見られます。さらに、若い世代で非正規雇用、パート・アルバイトの増加など、経済的な面からも厳しい状況が続き、就労環境においても仕事と子育てを両立させることが容易ではない状況となっています。

市では、国の「次世代育成支援対策推進法」（平成15年制定）に基づき、平成17年には次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、平成22年には前期計画を見直した後期計画も策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために、総合的な視点から様々な事業を展開してきました。

さらに国では、子どもと子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受け、幼保一体化を含む新たな支援システムの構築を目指し、「子ども・子育て関連3法」を制定しました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

市では、このような国の方向性を踏まえ、新制度に基づき策定が義務づけられている「子ども・子育て支援事業計画」を策定したところであり、「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」等の整備計画、保幼小の連携、教育・保育の質の確保等といった事業計画に掲げるべき内容とともに、次世代育成支援行動計画も一体的に策定し、子どもの健やかな育ちと安心、安全に子育てができる環境となるよう、これまでの取り組みを一層強化していきます。

2. 計画の位置づけ（他計画との関係）

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の期限が 10 年間延長されたこと（平成 37 年 3 月 31 日まで）から、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しています。

また、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図っているほか、市町村計画においては、本市の上位計画である「第 1 次南城市総合計画（改訂版）」および「後期基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」を踏襲するとともに、子どもの福祉や教育に関する市の他計画などとの整合性を図り、調和を保って策定しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定

次世代育成支援行動計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの少子化対策を中心とした総合的な子育て支援の計画であり、市町村は策定が義務付けされてきました。この計画は平成 27 年度以降は、改正された次世代育成支援対策推進法により任意での策定となり、また「計画の一部のみの策定」、「子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定」することも可能となりました。本市では、幼児期の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業といった子育て支援サービス等の確保方策、保幼小の連携、保育の質の確保などを必須項目として掲げる子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援行動計画の一部を一体的に策定し、子どもの育ちを保障し、また子育てをしやすい環境づくりを目指します。

また、小学生が健全に、安全に、放課後を過ごすために、「放課後子ども総合プラン」を本計画の中に盛りこみ、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）と放課後子ども教室のさらなる推進を図ります。

第2章 南城市の現状と課題

第2章 南城市の現状と課題

1. 人口の推移と推計

(1) 推計人口

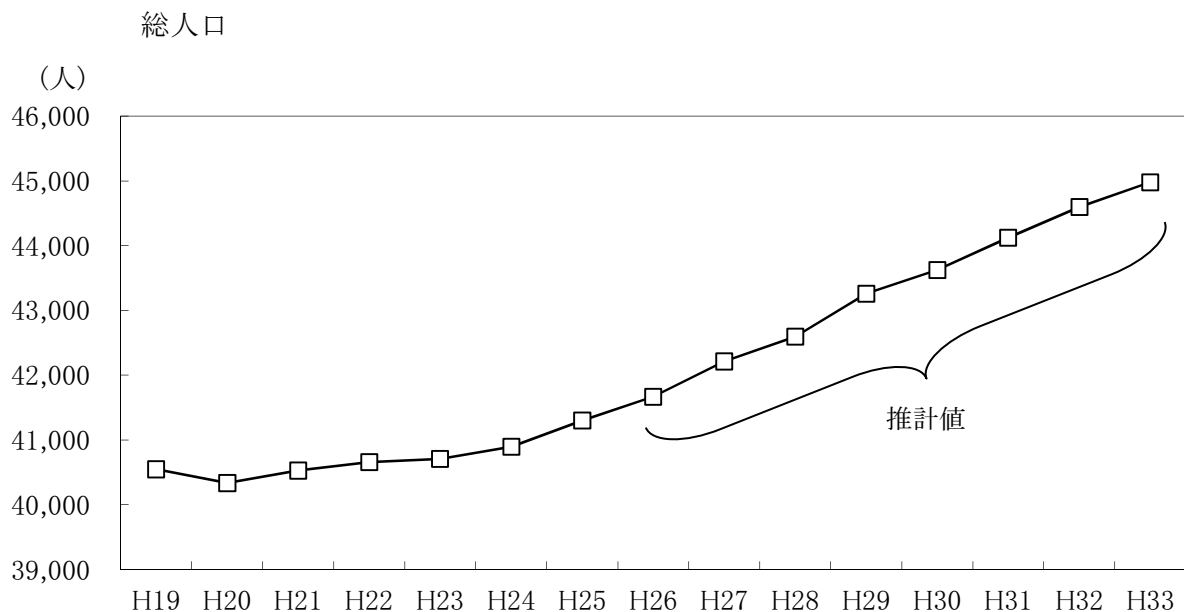
① 総人口

総人口は増加で推移しており、平成25年4月は41,299人、10月では41,626人となっています。今後も近年の急増傾向が続くと見込まれます。平成26年4月には41,665人、計画期間の最終年(平成31年)には44,121人になると予測されます。

実績値	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	(平成25.10)
実績人口	40,548	40,332	40,526	40,654	40,704	40,894	41,299	(41,626)
前年からの増加人数	—	▲216	194	128	50	190	405	(327)

推計値	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33
総人口推計値	41,665	42,211	42,596	43,256	43,623	44,121	44,597	44,980

※各年4月1日現在



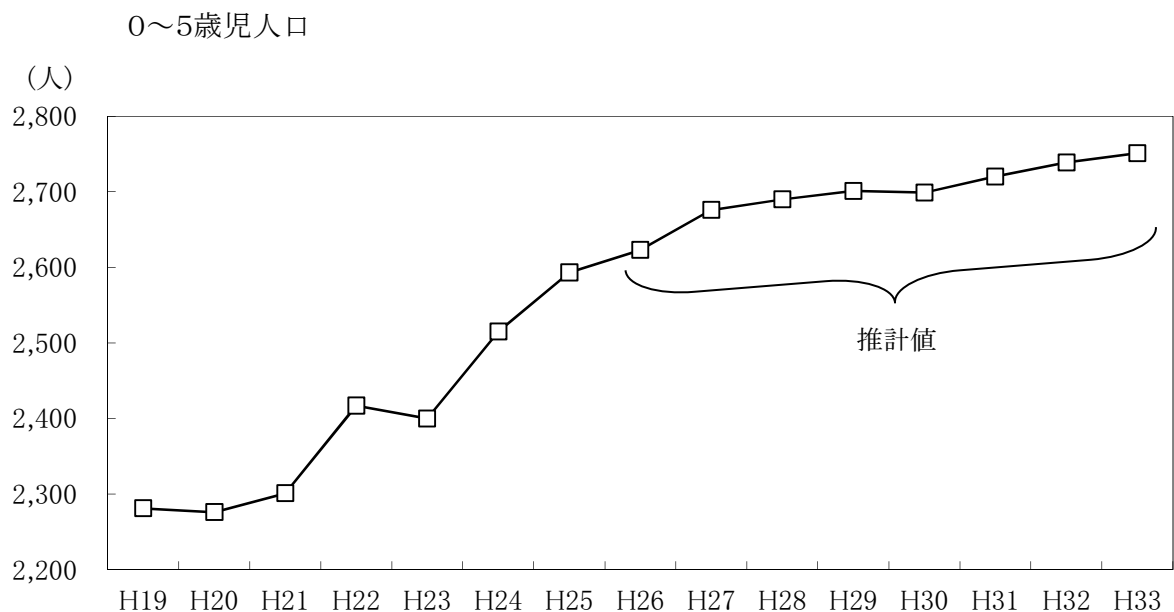
② 0～5 歳児（就学前児童）

就学前児童にあたる 0～5 歳児は、平成 21 年以降急増傾向にあり、特に 22 年と 24 年は前年より約 110 人増えています。平成 25 年 4 月は 2,593 人、10 月では 2,605 人の実績となっています。今後も増加を続けると予測され、平成 28 年から 30 年までは横ばい傾向となりますが、その後また増加すると推計され、計画の最終年にあたる平成 31 年には 2,720 人になると見込まれています。

実績値	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	(平成25.10)
実績人口	2,281	2,276	2,301	2,417	2,400	2,515	2,593	(2,605)
前年からの増加人数	—	▲5	25	116	▲17	115	78	(12)

推計値	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33
0～5 歳児推計値	2,623	2,676	2,690	2,701	2,699	2,720	2,739	2,751

※各年 4 月 1 日現在



③ 6～11歳児（小学生）

6～11歳児は、概ね横ばいで推移しており、平成25年4月は2,735人、10月には2,770人となっています。しかし、平成26年以降の推計では急増することが見込まれ、計画最終年の平成31年には3,359人になると推計されています。

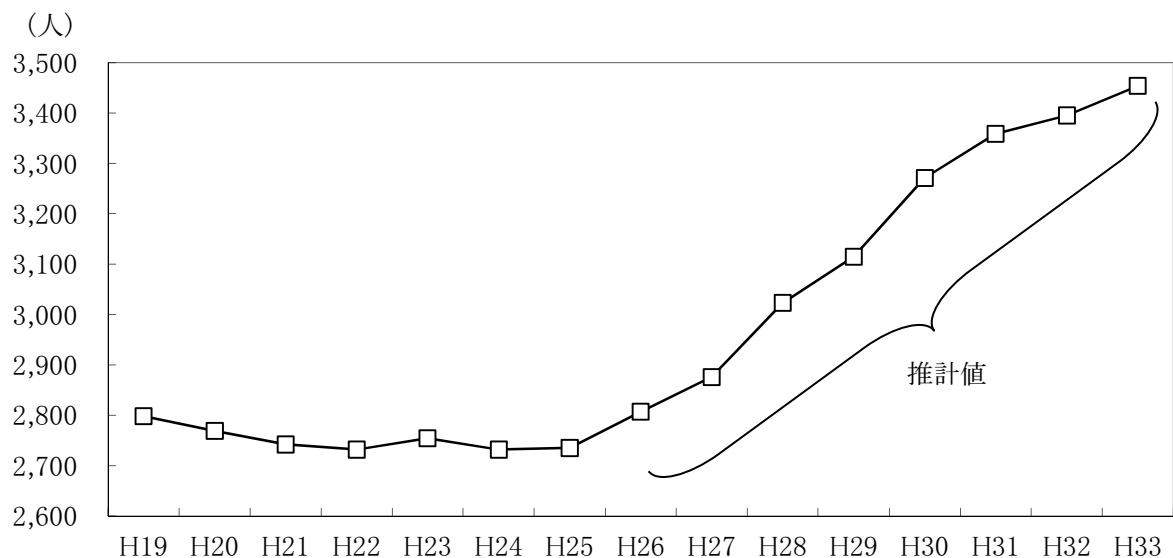
今後、転入による増加が見込まれますが、その後は0～5歳児の増加が緩やかになった世代が小学校に入学しはじめる頃から、増加幅が小さくなると予測されます。

実績値	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	(平成25.10)
実績人口	2,798	2,769	2,742	2,732	2,754	2,732	2,735	(2,770)
前年からの増加人数	—	▲29	▲27	▲10	22	▲22	3	(35)

推計値	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33
6～11歳児推計値	2,807	2,876	3,023	3,115	3,271	3,359	3,395	3,454

※各年4月1日現在

小学生(6～11歳児)



(2) 区域別の推計人口

① 0～5 歳児の推計

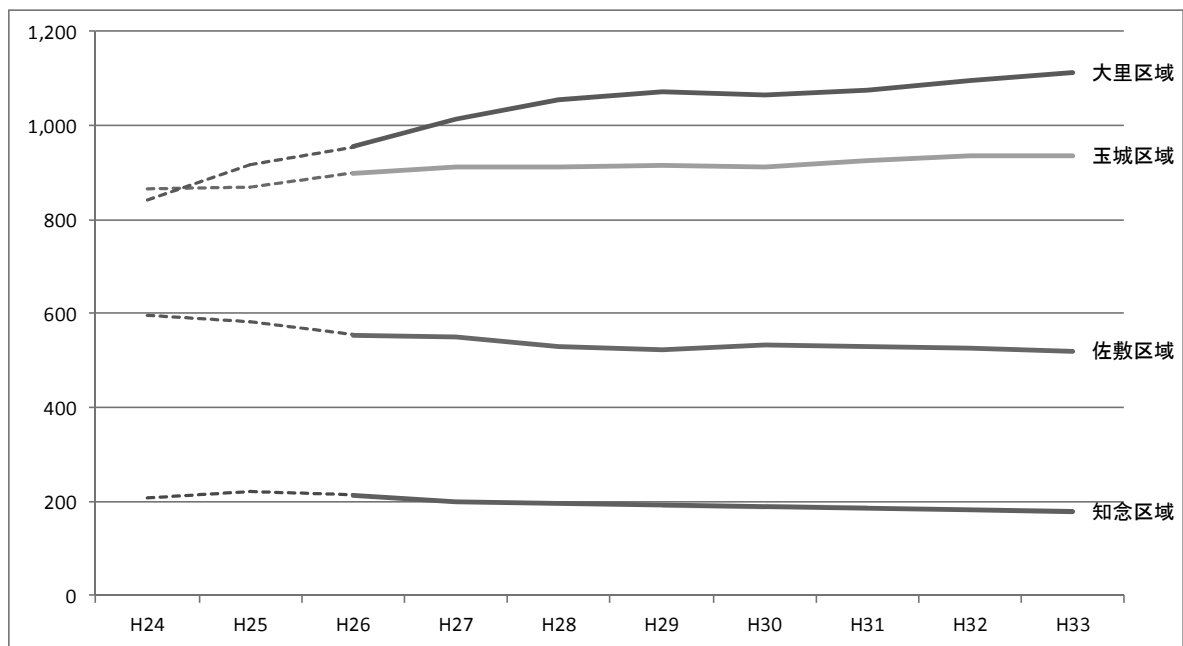
市内を中学校区分の4区域(久高中学校は知念中学校区域に含めた)のうち、増加する傾向にあるのは大里区域と玉城区域となっています。特に大里区域の増加は大きく、平成31年には1,076人となり、市の0～5歳児の約4割を占めると見込まれています。玉城区域では増減を繰り返す中で、増加傾向に推移していくと見込まれています。

佐敷区域、知念区域は緩やかに減少する傾向と推計されています。

0～5歳児	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33
総数	2,515	2,593	2,623	2,676	2,690	2,701	2,699	2,720	2,739	2,751
佐敷区域	596	582	554	551	530	523	533	532	527	521
知念区域	209	222	215	200	195	192	190	186	182	180
玉城区域	865	869	899	913	911	915	912	926	934	937
大里区域	843	916	956	1,013	1,054	1,071	1,064	1,076	1,095	1,113

※各年4月1日現在

※按分のため、平成24年、平成25年については実績の総数と中学校区別の合計は異なっている。



② 0～2歳児の推計

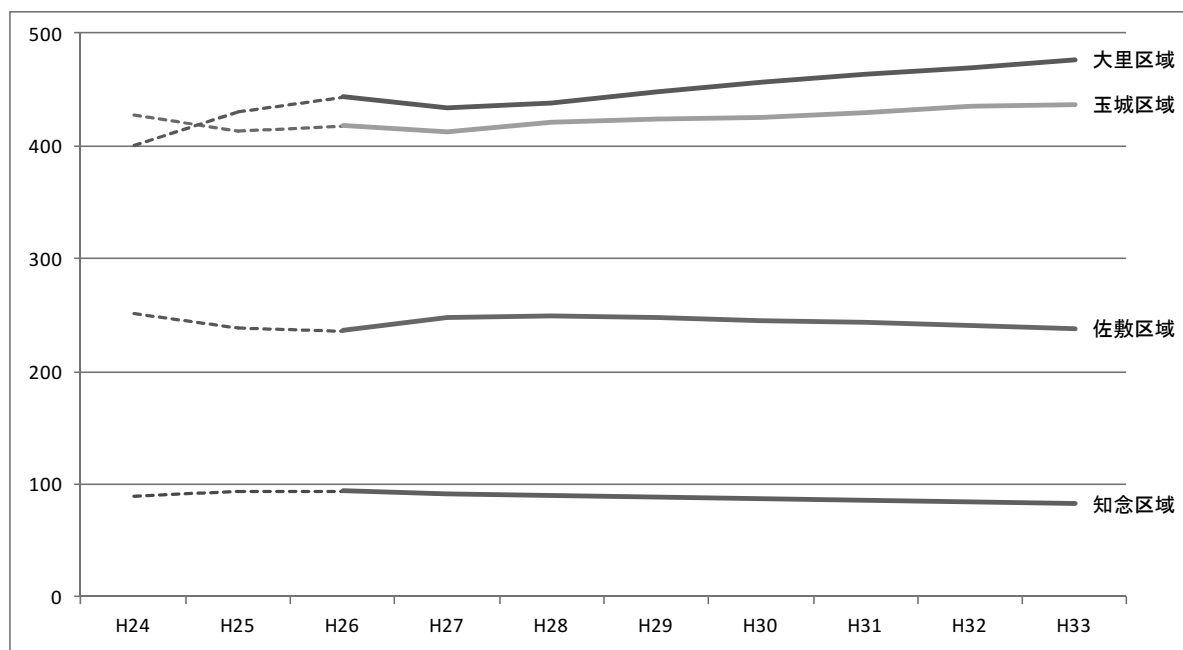
0～2歳児では大里区域、玉城区域が増加する傾向にあり、平成31年にはこれら2区域で市全体の0～2歳児の約7割を占めると予測されています。

佐敷区域、知念区域はほぼ横ばいに推移しながら、緩やかに減少すると推計されています。

0～2歳児	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33
総数	1,189	1,191	1,192	1,185	1,198	1,209	1,216	1,223	1,230	1,235
佐敷区域	252	239	236	247	249	248	246	243	241	238
知念区域	89	94	94	92	90	89	88	86	84	82
玉城区域	428	413	418	413	421	424	426	430	435	437
大里区域	400	431	444	433	438	448	457	464	470	477

※各年4月1日現在

※按分のため、平成24年、平成25年については実績の総数と中学校区別の合計は異なっている。



③ 3～5 歳児の推計

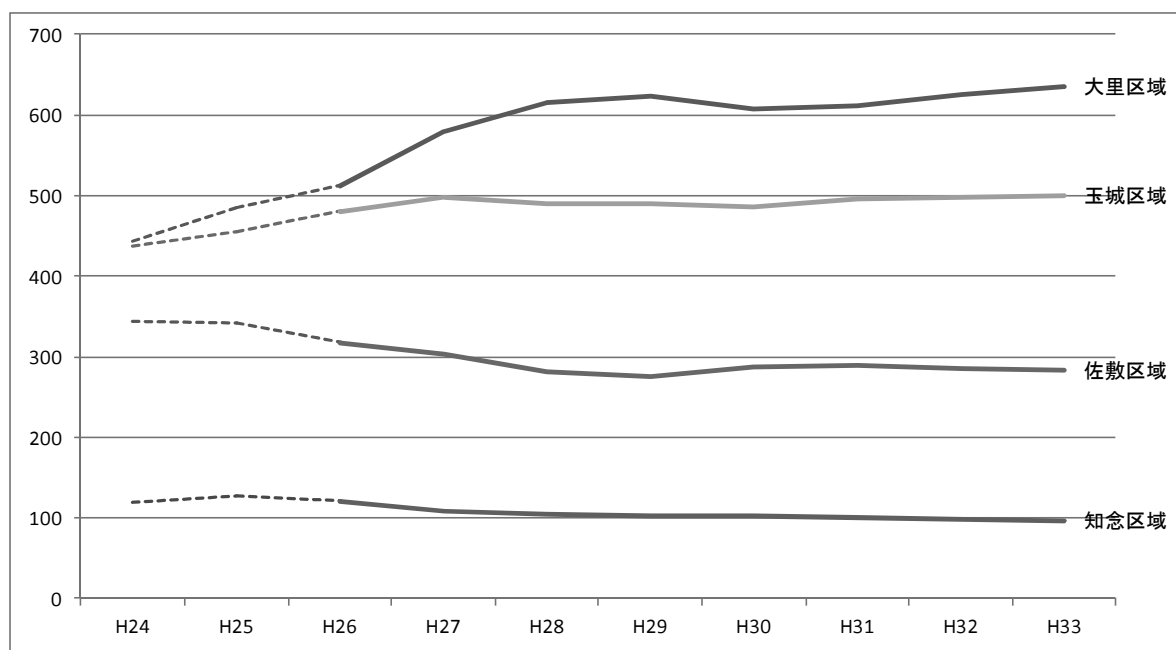
3～5 歳児では、大里区域の増加が著しく、特に計画期間の前半で大きく増加すると見込まれています。平成 31 年には、平成 25 年から 127 人増加すると予測されます。また、玉城地区も平成 25 年と比べて増加し、平成 31 年には 40 人増と見込まれます。

知念区域は一貫して少しずつ減少すると予測され、佐敷区域は計画期間内で一度減少するがやや持ちかえし、計画期間後にまた少し減少する見込みとなっています。

3～5 歳児	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33
総数	1,326	1,402	1,431	1,491	1,492	1,492	1,483	1,497	1,509	1,516
佐敷区域	344	343	318	303	282	275	287	288	286	283
知念区域	120	128	120	108	104	103	102	100	98	97
玉城区域	437	456	480	499	489	491	487	496	499	500
大里区域	443	485	512	580	616	624	607	612	626	636

※各年 4 月 1 日現在

※按分のため、平成 24 年、平成 25 年については実績の総数と中学校区別の合計は異なっている。



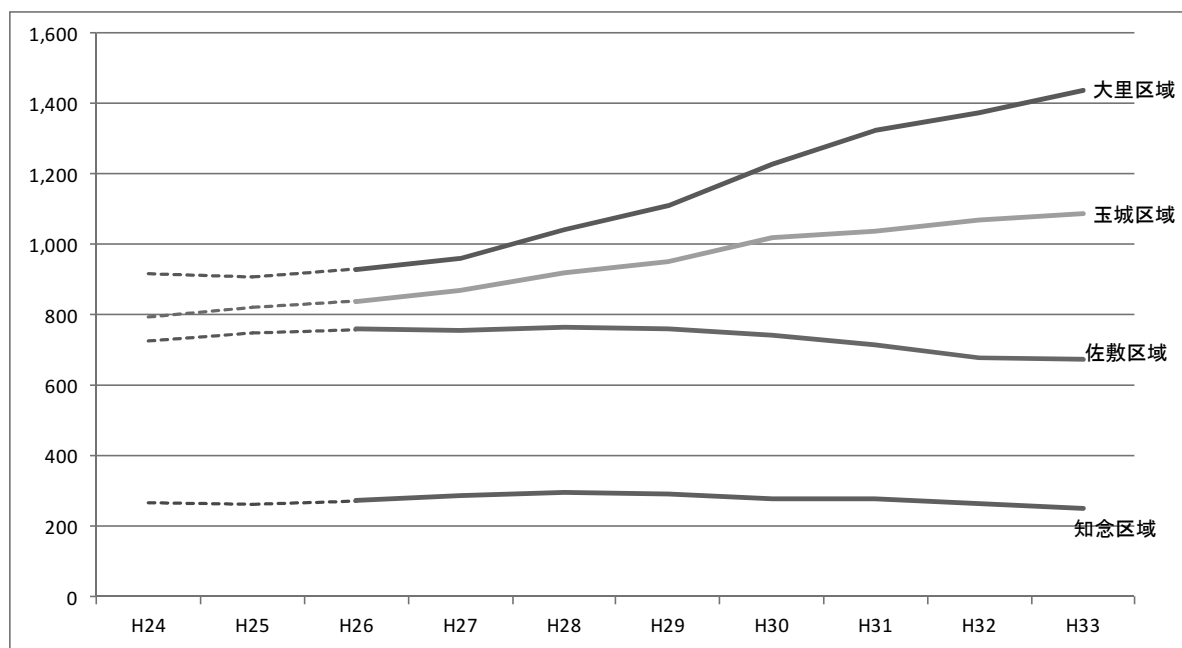
④ 6～11歳児(小学生)の推計

0～5歳児と同様に、6～11歳児も大里区域と玉城区域で増加、佐敷区域と知念区域で減少する傾向となっています。大里区域では平成29年以降で急増となり、30年と31年では年間100人程度の増になると見込まれています。

6～11歳児	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33
総数	2,732	2,735	2,807	2,876	3,023	3,115	3,271	3,359	3,395	3,454
佐敷区域	728	751	761	757	764	760	744	716	680	675
知念区域	266	264	275	287	298	292	278	278	268	252
玉城区域	794	824	839	869	920	953	1,020	1,040	1,072	1,087
大里区域	918	909	932	964	1,041	1,110	1,229	1,325	1,375	1,440

※各年4月1日現在

※按分のため、平成24年、平成25年については実績の総数と中学校区別の合計は異なっている。



⑤ 6～8歳児(小学校低学年)の推計

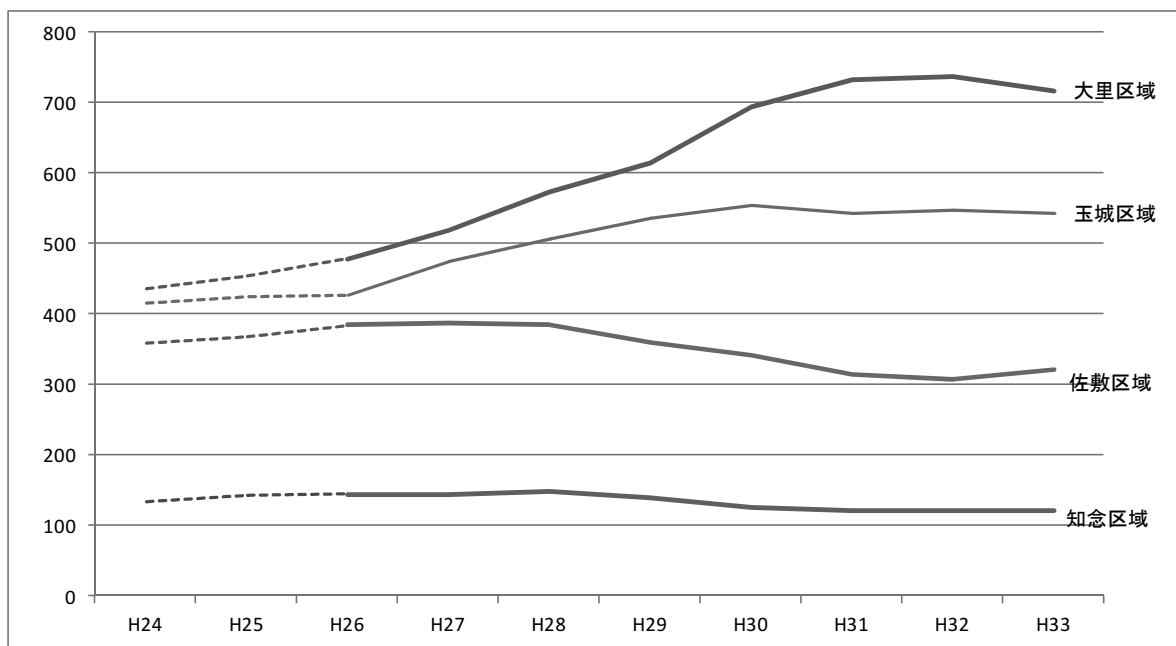
6～8歳児についても、大里区域と玉城区域で増加、佐敷区域と知念区域で減少する推計となっています。

平成28年以降で佐敷区域と知念区域の減少が大きくなります。また大里区域では計画期間内で大きな増加が続き、玉城区域では平成30年からやや減少し、その後は横ばいとなる見込みです。

6～8歳児	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33
総数	1,326	1,383	1,437	1,526	1,614	1,651	1,717	1,715	1,714	1,705
佐敷区域	360	369	385	388	386	360	341	316	309	322
知念区域	134	143	145	144	149	140	126	122	121	122
玉城区域	416	425	428	475	506	535	555	543	547	543
大里区域	436	454	479	519	573	615	695	734	738	718

※各年4月1日現在

※按分のため、平成24年、平成25年については実績の総数と中学校区別の合計は異なっている。



2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

(1) 認可保育所の状況

① 認可保育所入所申込者数の推移

認可保育所の申込者数は増加傾向で推移しています。平成25年4月では1,421人。前年よりも23人増となっています。また、3歳未満と3歳以上を比べると、23年以降は3歳以上の方が多くなってきています。

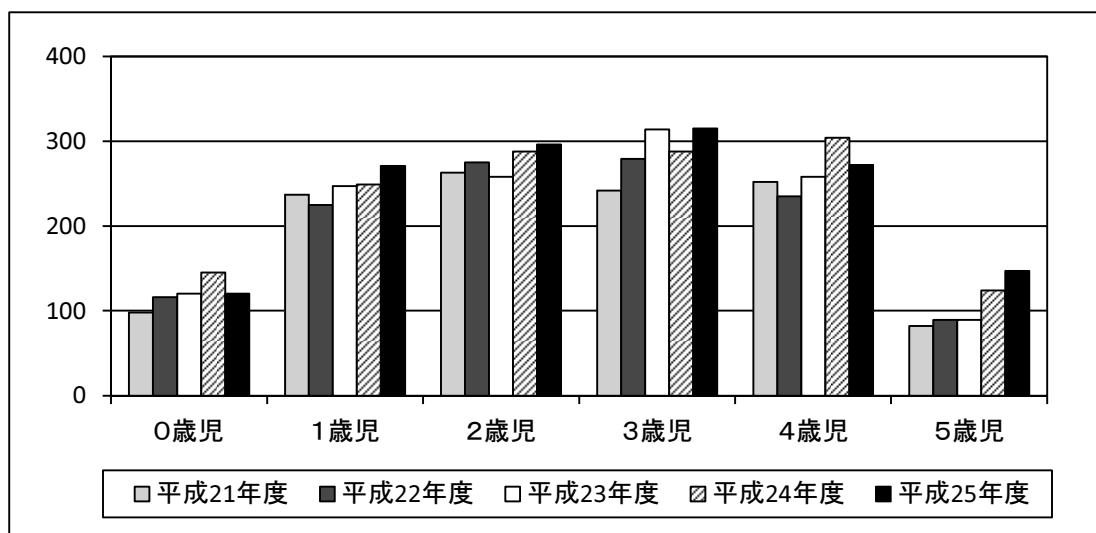
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
3歳未満児	598(50.9%)	616(50.5%)	625(48.6%)	682(48.8%)	687(48.3%)
3歳以上児	576(49.1%)	603(49.5%)	661(51.4%)	716(51.2%)	734(51.7%)
総数	1,174(100%)	1,219(100%)	1,286(100%)	1,398(100%)	1,421(100%)

年齢別にみると、平成25年では、3歳児がもっとも多く315人、次いで2歳児の296人となっています。また1歳児、4歳児も270人程度となっています。推移をみると、各年齢とも増加傾向となっており、中でも5歳児は平成24年、25年で急増しています。

(年齢別内訳)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳児	98	116	120	145	120
1歳児	237	225	247	249	271
2歳児	263	275	258	288	296
3歳児	242	279	314	288	315
4歳児	252	235	258	304	272
5歳児	82	89	89	124	147
総数	1,174	1,219	1,286	1,398	1,421

※各年4月1日現在



②認可保育所定員と入所児童数の推移

認可保育所の定員は毎年増やしてきました。平成 25 年には 1,160 人と、平成 21 年より 215 人増となっています。入所については弾力化による対応を行っています。弾力化は概ね 110%程度で実施しており、入所児童数は平成 25 年で 1,302 人となっています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
定員	945	980	1,070	1,100	1,160
入所児童数	1,044	1,023	1,221	1,308	1,302
弾力化率	110%	104%	114%	119%	112%

※各年 4 月 1 日現在

②-1 認可保育所一覧（平成 25 年 4 月 1 日現在）

市内の認可保育所は、平成 25 年 4 月現在で公立 2 か所、法人 12 か所の計 14 か所です。ほとんどの園で、定員以上の入所児童数となっています。

また、入所児童数は 4 月の 1,299 人から 10 月には 1,377 人へと 78 人増加しています。特に、0 歳児では 41 人増であり、他の年齢と比べ非常に多いです。

保育所名	定員	入所児童数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
みどり保育所	60	78	6	13	18	18	23	0
わかば保育所	60	71	6	12	17	18	18	0
小計(公立・管内)	120	149	12	25	35	36	41	0
めばえ保育園	90	92	8	15	18	17	17	17
めだか保育園	90	89	1	14	16	19	19	20
馬天保育園	90	88	4	13	17	20	20	14
さしき保育園	90	83	6	13	17	15	16	16
知念あさひ保育園	90	94	9	13	20	23	18	11
バンビ保育園	90	109	13	24	27	32	13	0
小羊保育園	90	106	7	22	26	26	18	7
船越保育園	90	111	13	18	18	29	24	9
以和貴保育園	60	61	2	14	18	16	11	0
あおぞら保育園	90	109	15	17	18	21	17	21
愛護保育園	90	116	20	24	23	20	24	5
あおぞら第 2 保育園	80	92	7	17	18	18	17	15
小計(私立・管内)	1,040	1,150	105	204	236	256	214	135
合計	1,160	1,299	117	229	271	292	255	135

※平成 25 年 4 月 1 日現在

②-2 認可保育所一覧（平成 25 年 10 月 1 日現在）

保育所名	定員	入所児童数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
みどり保育所	60	78	6	13	18	18	23	0
わかば保育所	60	72	6	12	18	18	18	0
小計(公立・管内)	120	150	12	25	36	36	41	0
めばえ保育園	90	93	10	15	17	17	17	17
めだか保育園	90	103	9	17	18	19	20	20
馬天保育園	90	97	9	16	18	19	21	14
さしき保育園	90	94	9	17	18	17	17	16
知念あさひ保育園	90	103	13	14	21	25	18	12
バンビ保育園	90	115	18	24	28	32	13	0
小羊保育園	90	115	13	24	27	27	18	6
船越保育園	90	118	15	18	18	32	26	9
以和貴保育園	60	62	3	14	18	16	11	0
あおぞら保育園	90	111	15	17	19	21	17	22
愛護保育園	90	117	20	24	24	20	24	5
あおぞら第 2 保育園	80	99	12	17	18	18	19	15
小計(私立・管内)	1,040	1,227	146	217	244	263	221	136
合計	1,160	1,377	158	242	280	299	262	136

※平成 25 年 10 月 1 日現在

②-3 4 月時点と 10 月時点の認可保育所入所者の比較

	総数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
4 月児童数	1,299	117	229	271	292	255	135
10 月児童数	1,377	158	242	280	299	262	136
増加人数	78	41	13	9	7	7	1

※平成 25 年度実績

②-4 認可保育所一覧（平成 26 年 4 月 1 日現在）

平成 26 年も保育所は公立 2 か所、法人 12 か所の計 14 か所です。定員は 1,190 人と前年より 30 人増となっています。4 月の入所児童数は、1,351 人です。

また、入所児童数は 4 月の 1,351 人から 10 月には 1,402 人へと 51 人増加しています。特に、0 歳児では 30 人増であり、他の年齢と比べ非常に多いです。

保育所名	定員	入所児童数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
みどり保育所	60	74	6	12	18	17	21	0
わかば保育所	60	73	6	12	18	18	19	0
小計(公立・管内)	120	147	12	24	36	35	40	0
めばえ保育園	90	91	5	18	18	17	16	17
めだか保育園	90	98	11	12	18	18	19	20
馬天保育園	90	97	9	16	18	20	16	18
さしき保育園	90	96	8	16	22	20	19	11
知念あさひ保育園	90	100	9	15	18	28	21	9
バンビ保育園	90	112	17	24	27	27	17	0
小羊保育園	90	115	15	22	24	27	21	6
船越保育園	90	105	14	18	17	20	25	11
以和貴保育園	90	79	6	22	24	18	9	0
あおぞら保育園	90	108	15	18	18	19	21	17
愛護保育園	90	111	15	23	24	25	21	3
あおぞら第 2 保育園	80	92	9	15	17	17	18	16
小計(私立・管内)	1,070	1,204	133	219	245	256	223	128
合計	1,190	1,351	145	243	281	291	263	128

※平成 26 年 4 月 1 日現在

②-5 認可保育所一覧（平成 26 年 10 月 1 日現在）

保育所名	定員	入所児童数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
みどり保育所	60	75	6	12	18	18	21	0
わかば保育所	60	74	6	12	18	18	20	0
小計(公立・管内)	120	149	12	24	36	36	41	0
めばえ保育園	90	95	9	18	18	17	16	17
めだか保育園	90	98	12	12	18	18	18	20
馬天保育園	90	96	9	16	17	20	16	18
さしき保育園	90	99	12	17	22	18	19	11
知念あさひ保育園	90	107	14	16	18	28	21	10
バンビ保育園	90	118	21	24	28	28	17	0
小羊保育園	90	124	20	22	25	30	21	6
船越保育園	90	107	15	18	18	20	25	11
以和貴保育園	90	85	6	24	24	20	11	0
あおぞら保育園	90	108	15	18	18	19	21	17
愛護保育園	90	117	18	24	24	25	22	4
あおぞら第 2 保育園	80	99	12	17	17	18	18	17
小計(私立・管内)	1,070	1,253	163	226	247	261	225	131
合計	1,190	1,402	175	250	283	297	266	131

※平成 26 年 10 月 1 日現在

②-6 （平成 26 年度）4 月時点と 10 月時点の認可保育所入所者の比較

	総数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
4 月児童数	1,351	145	243	281	291	263	128
10 月児童数	1,402	175	250	283	297	266	131
増加人数	51	30	7	2	6	3	3

※平成 26 年度実績

③保育所入所待機児童数の推移

認可保育所の待機児童数は平成 21 年の 93 人から減少しており、平成 26 年には 112 人となっています。待機児童は 3 歳未満で多く、平成 26 年では 83 人となっています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
3 歳未満児	68	45	38	43	48	83
3 歳以上児	25	27	26	19	23	29
総 数	93	72	64	62	71	112

※各年 4 月 1 日現在

③-1 年齢別の保育所入所待機児童数の推移

4 月の待機児童数を年齢別にみると、平成 26 年では 1 歳児が特に多く 41 人となっています。待機児童全体の 37%を占めています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0 歳児	7	4	7	7	8	17
1 歳児	31	19	14	21	32	41
2 歳児	30	22	17	15	8	25
3 歳児	9	19	21	7	15	22
4、5 歳児	16	8	5	12	8	7
総 数	93	72	64	62	71	112

※各年 4 月 1 日現在

③-2 区域別(中学校区別)の待機児童数

待機児童を中学校区別にみると、大里地区が非常に多く、市全体の 5 割以上を占めています。待機児童は、4 月には 1 歳児が多くなっていますが、10 月では 0 歳児が増え、1 歳児を超える待機数となっています。

	市全体	佐敷区域	知念区域	玉城区域	大里区域
0 歳児	8	2	2	2	2
1 歳児	32	1	0	15	16
2 歳児	8	2	0	2	4
3 歳児	15	2	1	1	11
4、5 歳児	8	2	0	1	5
計	71	9	3	21	38
割合(区域計÷市全体)	—	12.7%	4.2%	29.6%	53.5%

※平成 25 年 4 月 1 日現在

※中学校区別の待機児童の状況（久高中学校は知念区域に含める）

	市全体	佐敷区域	知念区域	玉城区域	大里区域
0 歳児	38	5	2	14	17
1 歳児	30	0	0	14	16
2 歳児	7	2	0	2	3
3 歳児	8	1	1	0	6
4 歳児	2	0	0	0	2
5 歳児	0	0	0	0	0
計	85	8	3	30	44
割合(区域計÷市全体)	—	9.4%	3.5%	35.3%	51.8%

※平成 25 年 10 月 1 日現在

※中学校区別の待機児童の状況（久高中学校は知念区域に含める）

	市全体	佐敷区域	知念区域	玉城区域	大里区域	市外
0 歳児	17	3	1	8	5	0
1 歳児	41	1	0	12	26	2
2 歳児	25	4	1	5	11	4
3 歳児	22	4	0	4	12	2
4 歳児	5	0	0	1	4	0
5 歳児	2	1	1	0	0	0
計	112	13	3	30	58	8
割合(区域計÷市全体)	—	11.6%	2.7%	26.8%	51.8%	7.1%

※平成 26 年 4 月 1 日現在

※中学校区別の待機児童の状況（久高中学校は知念区域に含める）

③-3 待機児童の保護者の就労状況

待機児童の保護者の就労状況をみると、常勤での就労中が 36.6%、非常勤での就労者が 32.4%、求職中が 28.2%となっています。その他の理由は 2.8%です。

	就労中		求職中	その他 (出産・看護・災害等)	合計
	常勤	非常勤			
人数	26	23	20	2	71
構成比	36.6	32.4	28.2	2.8	100

※平成 25 年 4 月 1 日現在

(2) 地域子ども・子育て支援の状況

①地域子ども・子育て支援事業の実施保育所の状況

市内の法人保育園で、各種事業を行っています。

土曜日の保育については、市内の法人認可保育園すべてで実施しています。保育の時間は7:00～18:00 までが大半で、2 か所は7:15～18:15 までとなっています。

認可保育所名	土曜日の保育		延長保育	一時預かり		特定保育	地域子育て支援センター
	実施か所	時間帯		補助事業	自主事業		
めばえ保育園	○	7:00～18:00	○				
めだか保育園	○	7:00～18:00	○				○
馬天保育園	○	7:00～18:00	○	○			
さしき保育園	○	7:00～18:00	○				
知念あさひ保育園	○	7:00～18:00	○		○		
バンビ保育園	○	7:15～18:15	○				
小羊保育園	○	7:00～18:00	○		○		
船越保育園	○	7:00～18:00	○		○		
以和貴保育園	○	7:00～18:00	○				
あおぞら保育園	○	7:00～18:00	○			○	○
愛護保育園	○	7:15～18:15	○		○	○	
あおぞら第2保育園	○	7:00～18:00	○			○	

※平成 25 年 4 月 1 日現在

①-1 延長保育事業の利用状況

市内の全ての法人認可保育園で実施しています。利用延べ人数は平成 25 年度で 14,322 人であり、利用は増加しています。

①-2 一時預かりの利用状況

一時預かりは、補助事業としては1 か所のみで実施しています。利用延べ人数は平成 25 年度で 618 人で、減少傾向となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用延べ人数	878	1,943	1,853	1,161	618

①-3 特定保育の利用状況

特定保育は3か所で実施しています。利用延べ人数(年間)は平成25年度で3,431人で、前年より増加しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間利用延べ人数	2,386	3,669	2,927	3,425	3,431

①-4 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援センターは市内に2か所あります。1日当たり10組前後の親子が利用しています。

名称	平均的な利用親子数(1日あたり) (組)			
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
あおぞら広場	9	8	13	5
めだか広場	7	7	6	3

②ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は平成23年度より開始しています。平成25年度の会員数は、依頼会員が177人、提供会員が69人、両方会員が15人となっています。前年度より増加しています。年間の延べ利用人数は平成25年度で261人であり、前年度より大きく伸びています。利用内容としては、「保育施設までの送迎」が716件で圧倒的に多くなっています。そのほか、「買い物等の外出の際の預かり」が98件、「保育施設の保育終了後等の預かり」が15件、「その他」が2件です。

②-1 会員数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
依頼会員	89	131	177
提供会員	45	64	69
両方会員	5	9	15

②-2 延べ利用人数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間延べ利用人数	139	204	261

③放課後児童クラブ(学童クラブ)の推移

市内の学童クラブ数は平成 26 年で 12 か所あります。利用者数は 560 人で、小学 1 年生が 213 人、2 年生が 148 人となっています。1、2 年生での利用が大半です。また、未就学児での利用(幼稚園終了後の預かり)が 53 人となっています。

名称	地区 (字名)	利用者数					
		計	未就学児	1 年生	2 年生	3 年生	4 年以上
しんざと学童	津波古	43	0	19	12	12	0
風の子学童クラブ	佐敷	45	0	45	0	0	0
第二風の子学童クラブ	佐敷	59	0	0	32	15	12
なかよし学童クラブ	知名	35	3	14	5	6	7
當間学童クラブ	親慶原	51	5	14	17	5	10
玉城学童クラブ	富里	26	0	13	11	2	0
木の国学童クラブ	稲嶺	69	14	29	11	11	4
みなみ学童クラブ	稲嶺	55	8	23	10	8	6
愛学童クラブ	仲間	42	5	10	14	3	10
あおぞら学童クラブ	嶺井	36	0	14	14	4	4
第二木の国学童	稲嶺	63	10	18	16	15	4
第二みなみ学童クラブ	稲嶺	36	8	14	6	2	6
総 数		560	53	213	148	83	63

※平成 26 年 6 月 1 日現在

(3) 認可外保育施設

① 認可外保育施設の状況

市内には、認可外保育施設が 10 か所あります。平成 25 年 4 月現在で 239 人を受け入れており、年齢別では 2 歳児が 70 人でもっとも多く、1 歳児、3 歳児も 50 人程度で多いです。0 歳児と 5 歳児の受け入れは 10 人程度で、ほかの年齢と比べて少ないです。

施設名	地区 (字名)	入所者数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
よいこクラブ	津波古	10	1	1	4	2	2	0
すみれ保育園	新開	21	0	1	10	4	6	0
新開保育園	新開	12	1	2	3	3	3	0
みなみ保育園	つきしろ	24	0	5	8	8	3	0
なかよし保育園	知名	23	0	2	8	3	4	6
玉城保育センター	富里	39	2	11	12	13	1	0
成田ベビーセンター	高平	29	4	7	10	6	2	0
むぎの子共同保育園	古堅	33	0	5	4	8	8	8
おひさま乳児園	稲嶺	26	2	10	5	5	4	0
木の国保育園	稲嶺	22	1	5	6	3	7	0
総 数		239	11	49	70	55	40	14

※平成 25 年 4 月 1 日現在

(4) 幼稚園の状況

① 公立幼稚園の入園者推移

公立幼稚園の入園者は平成 26 年で 438 人となっており、前年よりやや減少しています。受け入れは 5 歳児が大半を占めています。

午後の預かり保育は各園で実施しており、給食も導入しています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
3 歳児	1	0	2	1	4	3
4 歳児	70	50	62	96	108	101
5 歳児	303	351	309	317	334	334
総 数	374	401	373	414	446	438

※各年 4 月 1 日現在

①-1 公立幼稚園別の入園状況

施設名	定員	入所者数				午後の預かり保育		
		計	3 歳児	4 歳児	5 歳児	定員	利用者数	給食有無
久高幼稚園	35	7	3	1	3	20	3	有
知念幼稚園	70	39	—	11	28	20	17	有
佐敷幼稚園	105	85	—	26	59	60	41	有
玉城幼稚園	210	188	—	63	125	100	98	有
大里北幼稚園	35	13	—	—	13	20	5	有
大里南幼稚園	140	106	—	—	106	60	53	有
総 数	595	438	3	101	334	280	217	—

※平成 26 年 4 月 1 日現在

(5) その他

①児童館の利用推移

平成 25 年度現在、市内には児童館が 6 か所あり、延べ利用者数は 72,658 人となっています。利用は比較的小学校低学年の方が多くなっており、利用者数も増加傾向にあります。また、中学生以上での利用は、大きく減少しています。平成 26 年からは、知念区域にも児童館が新設され、7 か所となっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童館数	6	6	6	6
延べ利用者数計	82,571	82,170	81,786	72,658
1 年生	13,294	12,717	12,014	13,856
2 年生	14,119	13,575	13,853	13,709
3 年生	12,980	12,938	13,616	13,191
4 年生	9,523	10,593	10,535	10,948
5 年生	7,596	7,247	8,448	7,695
6 年生	5,336	5,624	4,730	8,736
中学生以上	19,723	19,476	18,590	4,523

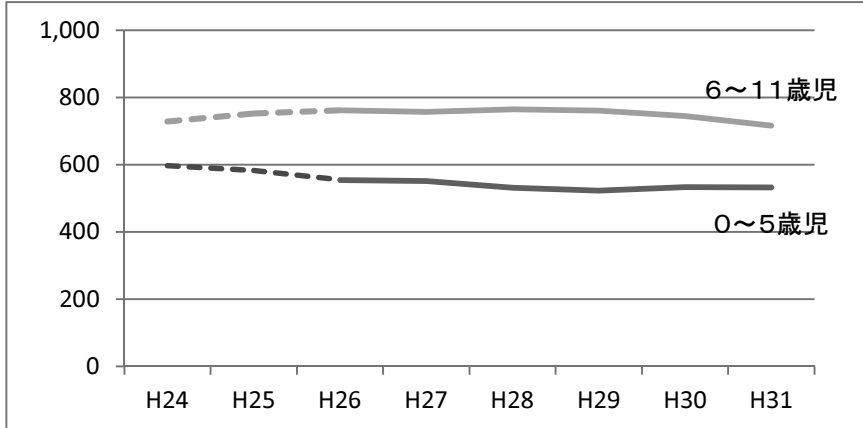
①-1 児童館の状況

名 称	地区 (学校)	利用者数						
		計	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
ひまわり児童館	佐敷	6,957	670	1,073	1,244	1,050	1,414	1,506
仲村渠児童館	玉城	5,025	489	587	1,278	1,241	562	868
大里中央児童館	大里	10,259	1,194	2,892	1,810	2,199	1,554	610
大里北児童館	大里	11,236	2,021	2,020	1,277	1,653	1,386	2,879
大里南児童館	大里	13,570	3,282	2,658	3,083	2,287	1,047	1,213
シュガー児童館	佐敷	21,088	6,200	4,479	4,499	2,518	1,732	1,660
総 数		68,135	13,856	13,709	13,191	10,948	7,695	8,736

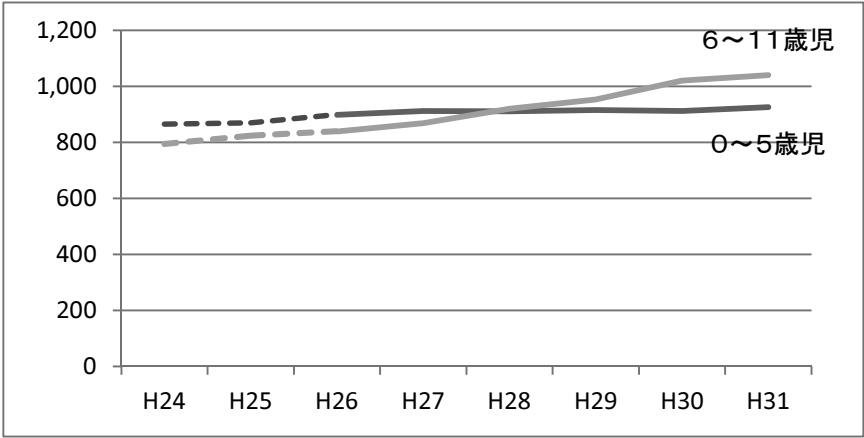
※平成 25 年度

※前項目のより「中学生以上」を除いて表記している

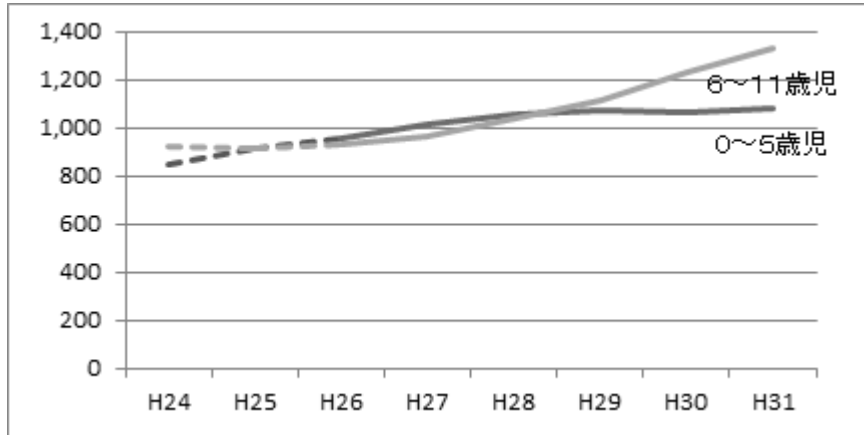
(6) 区域別の状況

①佐敷中学校区域										
総人口 (H25. 4)	11, 499		子ども人口の推計							
0～5 歳児 (H25. 4)	582									
6～11 歳児 (H25. 4)	751									
認可保育所	4 か所		めばえ保育園		めだか保育園		馬天保育園		さしき保育園	
			定員	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
	利用者	(H25. 4)	360 人	352 人	19 人	55 人	68 人	71 人	72 人	67 人
		(H25. 10)	360 人	387 人	37 人	65 人	71 人	72 人	75 人	67 人
		(H26. 4)	360 人	382 人	33 人	62 人	76 人	75 人	70 人	66 人
		(H26. 10)	360 人	388 人	42 人	63 人	75 人	73 人	69 人	66 人
	待機児童	(H25. 4)		9 人	2 人	1 人	2 人	2 人	2 人	
		(H25. 10)		8 人	5 人	0 人	2 人	1 人	0 人	0 人
(H26. 4)			13 人	3 人	1 人	4 人	4 人	0 人	1 人	
地域子ども・子育て支援事業			・延長保育（4 か所） ・一時預かり(補助事業)（1 か所） ・特定保育（0 か所） ・地域子育て支援センター（1 か所） ・病児・病後児保育（0 か所）							
認可外 保育施設	4 か所		よいこクラブ すみれ保育園		新開保育園 みなみ保育園					
	利用者		計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
			67 人	2 人	9 人	25 人	17 人	14 人	0 人	
幼稚園	1 か所		佐敷幼稚園							
	利用者(定員)		85 人 (105 人)			預かり保育利用者(定員)		41 人 (60 人)		
小学校	2 か所		佐敷小学校 馬天小学校							
学童クラブ	3 か所		しんざと学童 風の子学童クラブ 第二風の子学童クラブ							
	利用者		計	未就学児	1 年	2 年	3 年	4 年以上		
			147 人	0 人	64 人	44 人	27 人	12 人		
児童館	2 か所		ひまわり児童館 シュガー児童館							

③玉城中学校区域

総人口 (H25. 4)	11,783	子ども人口の推計									
0～5歳児 (H25. 4)	869										
6～11歳児 (H25. 4)	824										
認可保育所	4か所		バンビ保育園		小羊保育園		船越保育園		以和貴保育園		
			定員	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	利用者	(H25. 4)	330人	387人	35人	78人	89人	103人	66人	16人	
		(H25. 10)	330人	410人	49人	80人	91人	107人	68人	15人	
		(H26. 4)	360人	411人	52人	86人	92人	92人	72人	17人	
		(H26. 10)	360人	434人	62人	88人	95人	98人	74人	17人	
	待機児童	(H25. 4)		21人	2人	15人	2人	1人	1人		
		(H25. 10)		30人	14人	14人	2人	0人	0人	0人	
(H26. 4)			30人	8人	12人	5人	4人	1人	0人		
地域子ども・子育て支援事業			・延長保育（4か所） ・一時預かり（自主事業）（2か所） ・特定保育（0か所） ・地域子育て支援センター（0か所） ・病児・病後児保育（0か所）								
認可外 保育施設	1か所		玉城保育センター								
	利用者		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
			39人	2人	11人	12人	13人	1人	0人		
幼稚園	1か所		玉城幼稚園								
	利用者(定員)		188人(210人)			預かり保育利用者(定員)		98人(100人)			
小学校	3か所		船越小学校 玉城小学校 百名小学校								
学童クラブ	2か所		當間学童クラブ 玉城学童クラブ								
	利用者		計	未就学児	1年	2年	3年	4年以上			
			77人	5人	27人	28人	7人	10人			
児童館	1か所		仲村渠児童館								

④大里中学校区域

総人口 (H25. 4)	12,860	子ども人口の推計									
0～5歳児 (H25. 4)	916										
6～11歳児 (H25. 4)	909										
認可保育所	5か所		みどり保育所 わかば保育所		あおぞら保育園 愛護保育園		あおぞら第2保育園				
			定員	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	利用者	(H25. 4)	380人	466人	54人	83人	94人	95人	99人	41人	
		(H25. 10)	380人	477人	59人	83人	97人	95人	101人	42人	
		(H26. 4)	380人	458人	51人	80人	95人	96人	100人	36人	
		(H26. 10)	380人	473人	57人	83人	95人	98人	102人	38人	
	待機児童	(H25. 4)		38人	2人	16人	4人	11人	5人		
		(H25. 10)		44人	17人	16人	3人	6人	2人	0人	
(H26. 4)			58人	5人	26人	11人	12人	4人	0人		
地域子ども・子育て支援事業			・延長保育（3か所） ・一時預かり（自主事業）（1か所） ・特定保育（3か所） ・地域子育て支援センター（1か所） ・病児・病後児保育（0か所）								
認可外 保育施設	4か所		成田ベビーセンター むぎの子共同保育園		おひさま乳児園 木の国保育園						
	利用者		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
			110人	7人	27人	25人	22人	21人	8人		
幼稚園	2か所		大里北幼稚園		大里南幼稚園						
	利用者(定員)		119人（175人）		預かり保育利用者(定員)			58人（80人）			
小学校	2か所		大里北小学校		大里南小学校						
学童クラブ	6か所		みなみ学童クラブ 木の国学童クラブ		愛学童クラブ 第二木の国学童		あおぞら学童クラブ 第二みなみ学童クラブ				
	利用者		計	未就学児	1年	2年	3年	4年以上			
			301人	45人	108人	71人	43人	34人			
児童館	3か所		大里中央児童館		大里北児童館		大里南児童館				

3. ニーズ調査結果より傾向まとめ

(1) 子育て家庭の状況について

- 相談先は、身近な人以外では、「保育士」「学校の先生」が高くなります。
- 家庭等で保育している人はあまり相談先がない、しかも、教育・保育サービス利用者よりも悩みを抱えている比率が高くなります。
- 情報提供を求める比率も教育・保育サービス利用者より高いです。様々な方法での情報提供を求めています。
- 子育て支援で地域に望むことは、「危険な遊び」「いじめ」「犯罪」「交通安全」について地域の見守りが高いです。

(2) 母親の就労について

- （就学前）「フルタイムで就労」が4割半ば、「パート・アルバイト」が約3割、「働いていない」が約2割あります。
- （就学前）現在働いていない母親のうち、就労希望が7割を占めます。（パート・アルバイト希望が7割以上）
- 現在働いていない母親の約5割が、教育・保育サービスを利用しています。就労希望者では4割台です。
- 利用先は「幼稚園」のほか、「認可外保育施設」が多いです。

(3) 教育・保育サービスの利用について

- 教育・保育サービスを利用している家庭は約8割を占めます。1歳児からの利用が非常に高くなります。
- 「空きがない」ために利用していない人は3割います。1歳児、2歳児で高いほか、大里中学校区や玉城でほかの地区より高くなります。
- 現在利用している教育・保育サービスを今後も希望する人が概ね8割以上となっていますが、現在「認可外の保育施設」を利用している人では、認可保育所や認定こども園を希望する比率が高くなっています。

○幼稚園の複数年保育の利用希望は6割程度あります。現在幼稚園に預けている人の中では75%が希望しています。（下表より）認定こども園の利用希望は約6割あります。

＜＜現在の預け先別複数年保育の希望＞＞

	回答者実数	利用したい	利用したいとは思わない	よくわからない	無回答
全体数	754	430 (57.0)	112 (14.9)	197 (26.1)	15 (2.0)
公立幼稚園	120	90 (75.0)	8 (6.7)	17 (14.2)	5 (4.2)
私立幼稚園	28	25 (89.3)		2 (7.1)	1 (3.6)
幼稚園の預かり保育	52	42 (80.8)	3 (5.8)	5 (9.6)	2 (3.8)
公立保育所	45	24 (53.3)	5 (11.1)	16 (35.6)	
法人認可保育園	283	108 (38.2)	71 (25.1)	100 (35.3)	4 (1.4)
認可外の保育施設	95	60 (63.2)	12 (12.6)	21 (22.1)	2 (2.1)

＜＜認定こども園の利用希望＞＞

回答者実数	754 (100.0)
利用したい	472 (62.6)
利用したいとは思わない	50 (6.6)
よくわからない	215 (28.5)
無回答	17 (2.3)

○教育・保育サービスを利用する際は、「居住地の近く」が非常に高く望まれています。

(4) 土曜、日曜の教育・保育サービスの利用希望について

○土曜日は7割、日曜・祝日は3割の利用希望となっています。

○月に1～2回程度という利用希望では、日曜・祝日はファミリーサポートセンターがもっとも高いです。

(5) 学童クラブの利用や希望について

- 就学前では小学校低学年の時期に利用したいという声が4割半ばあります。しかし、小学生への調査では、現在の利用が2割半ばです。(小学1年生の利用は4割)
- 小学1年生の学童クラブの利用希望は5割半ばあります。4年生では2割半ばです。
- 馬天、百名、玉城、船越、大里南小学校では4割台の希望で比較的高くなります。
- 学童クラブの実施場所の希望は、「学校敷地内の専用施設」が非常に高いほか、「学校の余裕教室」、「児童館」といった声が高いです。
- 佐敷中学校区、知念中学校区では、「児童館」が高いです。
- 学童クラブを利用していない理由では、料金が高いという回答が3割半ばを占めます。
- 玉城中学校区では、近くにないからという理由がほかの地区よりも高いです。

(6) 児童館について

- 児童館の利用は約4割あります。知念中学校区が特に高く、玉城中学校区は1割程度にすぎません。
- 利用しない理由としては、近くにないからという回答が4割近くを占めます。玉城中学校区では、この理由が約6割を占めています。
- 近くに児童館があったら利用したいかという問いでは、船越小学校、馬天小学校、知念小学校で利用したいという声が8割を超え、比較的高くなっています。

(7) 育児休業について

- 取得した人は4割程度です。
- 希望する育児休業期間より早く復帰した人では、希望する保育所に入るためという回答が約4割あります。
- 希望より遅く復帰した理由では、希望する保育所に入れなかったからという回答が7割半ばあります。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

○子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援行動計画と同様に、子どもの利益が最大限尊重されることや、子どもを産み育てやすい環境整備を目指す点で同様の性格を有する計画であります。次世代育成支援行動計画で掲げた基本理念をもとに、以下を計画の理念とします。

基本理念

(1) 子どもたちの幸福と最大の利益の尊重

(2) 子どもを産み育てやすい環境の実現

2. 計画の基本目標

基本理念を達成するため、以下の目標に基づいて施策を掲げます。

基本目標 1 教育・保育事業や子育て支援体制の整備

基本目標 2 教育・保育事業等における質の確保と向上

基本目標 3 地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実

基本目標 4 多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実

3. 支援対策の体系

目標 1：教育・保育事業や子育て支援体制の整備

- (1) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保
 - ① 0 歳児、1 歳児の保育の拡充
 - ② 保育所における 5 歳児保育の拡充
 - ③ 公立幼稚園の複数年保育の推進
 - ④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の推進
 - ① 地域子ども・子育て支援事業の推進
- (3) 子どもの居場所づくり
 - ① 放課後子ども総合プランの推進
 - ①-1 学童クラブの充実
 - ①-2 放課後子ども教室の充実
 - ①-3 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進
 - ② 地域における居場所の確保、充実
 - ②-1 児童館の充実
 - ②-2 多様な居場所の確保
 - ②-3 児童館の増設及び活動の充実

目標 2：教育・保育事業等における質の確保と向上

- (1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進
 - ① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方
 - ② 保育の質の確保
 - ②-1 教育・保育事業にかかわる職員の資質向上
 - ②-2 就学前教育・保育カリキュラムの作成
 - ②-3 教育・保育に関する評価の実施
 - ②-4 指導監督の実施
 - ③ 保幼小連携の推進
 - ③-1 保育・教育機関の連携強化
 - ③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な接続
 - ③-3 0～2 歳、3～5 歳の取り組み連携
- (2) 人材の確保の推進
 - ① 保育士の確保
 - ② 幼稚園教諭の確保
 - ③ 放課後の居場所における人材確保
 - ③-1 放課後児童支援員の確保
 - ③-2 地域人材の確保
 - ④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

目標 3：地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実

(1) 集い、交流による子育て支援の充実

- ① 地域での子育てネットワークの構築
- ② 地域子育て支援センターの充実
- ③ サークル育成の推進
- ④ 子育てサロンの支援

(2) 相談、情報提供の充実

- ① 相談機能の充実
 - ①-1 関係機関等による各種相談の充実
 - ①-2 利用者支援事業の実施
- ② 情報提供の充実
 - ②-1 周知・広報の強化
 - ②-2 関係機関との連携による情報の提供
 - ②-3 母子保健との連携による相談・情報提供
 - ②-4 気軽に入手できる情報提供の検討

(3) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

- ① 安全な妊娠、出産、育児への支援
 - ①-1 母子健康手帳の交付及び活用の促進
 - ①-2 妊婦健康診査の推進
 - ①-3 超音波検査の推進
 - ①-4 ハイリスク妊産婦継続支援の推進
 - ①-5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
 - ①-6 妊産婦・新生児訪問指導の推進
 - ①-7 ブックスタート事業の推進
 - ①-8 母子保健推進員活動の推進
 - ①-9 子育て中の保護者の健康管理の充実
- ② 子どもの健康支援
 - ②-1 2 か月児訪問の推進
 - ②-2 4 か月児 10 か月児健康診査の推進
 - ②-3 1 歳 6 か月児健康診査の推進
 - ②-4 3 歳児健康診査の推進
 - ②-5 7 か月児・1 歳児・2 歳健康相談
 - ②-6 予防接種の推進
 - ②-7 マタニティー教室の推進
 - ②-8 発達相談の推進
 - ②-9 事故予防に関する知識の普及促進
 - ②-10 子ども医療費助成の推進

- ③食育の推進
 - ③-1 食育の指導の推進
 - ③-2 食育についての連携強化
 - ③-3 給食における農作物の地産地消の促進
- ④思春期保健対策の充実
 - ④-1 思春期保健事業の推進
 - ④-2 あかちゃんふれあい体験の推進
 - ④-3 禁煙指導の推進

目標 4：多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実

- (1) 児童虐待防止対策の充実
 - ①児童・家庭相談に応じる窓口機能の強化
 - ②南城市要保護児童対策地域協議会の推進
 - ③児童虐待防止講演会の推進
 - ④児童虐待防止に関する教員研修の推進
 - ⑤養育支援訪問事業の実施
- (2) ひとり親家庭の支援の充実
 - ①児童扶養手当の推進
 - ②ひとり親家庭への就業・起業に関する情報提供の推進
 - ③ひとり親世帯への家事支援の推進
 - ④母子・父子家庭等医療費助成の推進
 - ⑤母子寡婦福祉会への支援の推進
- (3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実
 - ①障がい児保育の推進
 - ②特別児童扶養手当の推進
 - ③特別支援教育就学奨励費の推進
 - ④特別教育支援コーディネーターの充実
 - ⑤南城市教育支援委員会による支援の実施
 - ⑥巡回指導の充実
 - ⑦発達障がいについての親の理解促進
 - ⑧親子通園事業の充実
 - ⑨重度心身障害児医療費助成の推進
 - ⑩身体障がい児への補装具給付の推進
 - ⑪重度障がい児への日常生活用具給付の推進
 - ⑫相談支援事業の推進
 - ⑬障がい児の保護者の交流促進

4. 幼児期の教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは…

- 教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市内を分けし、区域ごとの見込みと、確保方策を本計画では示しています。
- 市全体の整備量だけではなく区域別の整備量を定めることにより、地域の実情に応じ、ニーズに対して偏りなく教育・保育施設等を整備するように図ります。

(2) 市の教育・保育提供区域

- 市では、中学校区を基本としながら、「教育・保育提供区域」の設定を検討しています。子ども・子育て支援事業計画では、この教育・保育提供区域ごとに必要量や提供体制(目標値)を掲げる必要があります。(国から基本指針の中で示されています。)
- 区域は、佐敷中学校区を「佐敷区域」、知念中学校区と久高中学校区を「知念区域」、玉城中学校区を「玉城区域」、大里中学校区を「大里区域」として、市内を4つの区域に分けました。
- 久高中学校は知念中学校区と合わせて区域設定しています。(人数が極端に少ないため)
- 区域における必要量を算定するにあたり、区域ごとの人口推計を行いました。

平成26年度児童関連施設位置図



第4章 事業計画

第4章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

(1) 南城市全体

①現状と課題（全体）

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 教育ニーズでは3歳児、4歳児からの利用ニーズがあるため、需要に対する提供量の整備が必要となっています。市内の公立幼稚園では大里区域を除いて4歳児からの受け入れを行っていますが、同区域においても実施するように受け皿の整備が必要です。
- また、5歳児については、現在の受け入れに対し、平成27年度以降のニーズは140人程度に減少しています。共働き家庭での5歳児保育ニーズが高いことが影響しています。共働き家庭が公立幼稚園を利用しやすいように、ニーズに対応した預かり保育体制を整備する必要があります。（土曜日の実施など）。
- 見込みに対する整備については、大里区域での公立幼稚園4歳児受け入れの整備を推進し、市内全域で4、5歳児への対応ができる環境を整えます。3歳児のニーズへの対応策は現在検討中です。また、共働き家庭が公立幼稚園を利用しやすいように、幼稚園型一時預かりの充実を図ります。（これについては「幼稚園型一時預かり事業」で示します。）

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 保育の見込み量は、平成26年度の定員1,190人に対し、平成27年度では1,827人と算出されており、保育ニーズは高く整備量は不足しています。
- 0歳児保育や1・2歳児の低年齢児で保育ニーズが高く、低年齢児の受け入れ拡大とそれに伴う保育士の確保が必要です。
- また、5歳児保育のニーズも高いため、これに対応する受け入れも必要となっています。
- 見込みに対する整備については、既存保育所や増改築、保育所の新規整備、認可外保育施設の認可化を実施し、受け入れ枠の増加を図ります。また、0～2歳の低年齢時の受け入れ先として、小規模保育事業も実施します。

■ 3～5歳の年齢別見込み量（教育・保育別）

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	431	411	411	411	408	413
	3歳	0	123	119	119	121	122
	4歳	103	144	147	143	142	146
	5歳	328	144	145	149	145	145
保育ニーズ (2号、3号認定)	3～5歳	600	921	921	921	916	924
	3歳	244	295	283	286	290	292
	4歳	251	302	311	299	303	307
	5歳	105	324	327	336	323	325

※現状＝教育は平成26年9月の利用者数、保育は平成26年の定員

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ 0～2歳の年齢別見込み量（保育別）

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育ニーズ (3号認定)	0～2歳	590	906	916	924	930	935
	0歳	166	262	264	265	267	269
	1歳	206	312	317	319	320	322
	2歳	218	332	335	340	343	344

※現状＝平成26年の定員

■ 年齢別認可保育所定員と平成27年度の見込み

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減	(参)認可外の利用 (平成25年)
0歳	166	262	96	12
1歳	206	312	106	53
2歳	218	332	114	72
3歳	244	295	51	57
4歳	251	302	51	41
5歳	105	324	219	14
計	1,190	1,827	637	249
(参考)0～5歳人口	2,619	2,676	57	

※平成27年度は推計による見込み

②必要量の見込みと確保量（全体）

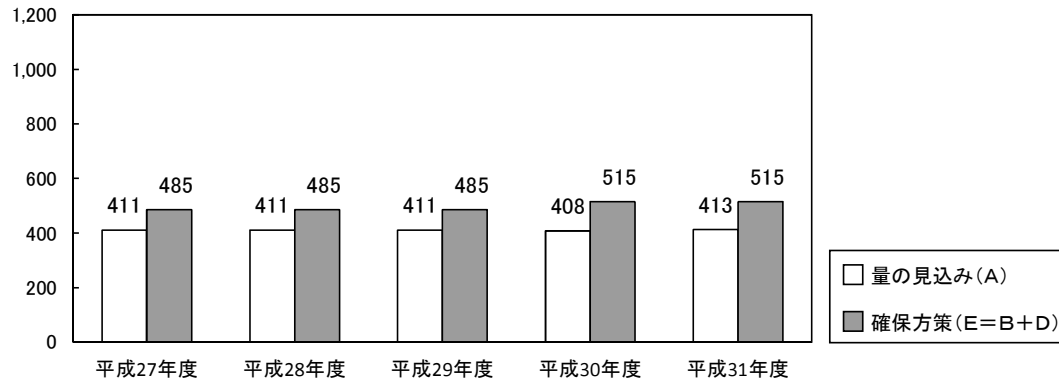
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み（A）	411	921	262	644	411	921	264	652	411	921	265	659
整備済み（B）	431	600	166	424	485	627	175	448	485	738	208	544
不足分（C=B-A）	20	▲321	▲96	▲220	74	▲294	▲89	▲204	74	▲183	▲57	▲115
新規整備方策（D）	54	27	9	24	0	111	33	96	0	192	66	200
教育・保育施設	0	27	9	24	0	111	33	96	0	192	60	168
確認を受けない幼稚園	54				0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0			6	32
認可外保育施設（運営補助）		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	485	627	175	448	485	738	208	544	485	930	274	744
新規整備後の過不足 （F=E-A）	74	▲294	▲87	▲196	74	▲183	▲56	▲108	74	9	9	85
教育・保育別の過不足	74	▲577			74	▲347			74	103		
新規整備累計	54	27	9	24	54	138	42	120	54	330	108	320
教育・保育別の新規整備累計	54	60			54	300			54	758		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み（A）	408	916	267	663	413	924	269	666
整備済み（B）	485	930	274	744	515	930	274	744
不足分（C=B-A）	77	14	7	81	102	6	5	78
新規整備方策（D）	30	0	0	0	0	0	0	0
教育・保育施設	30	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設（運営補助）		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	515	930	274	744	515	930	274	744
新規整備後の過不足 （F=E-A）	107	14	7	81	102	6	5	78
教育・保育別の過不足	107	102			102	89		
新規整備累計	84	330	108	320	84	330	108	320
教育・保育別の新規整備累計	84	758			84	758		

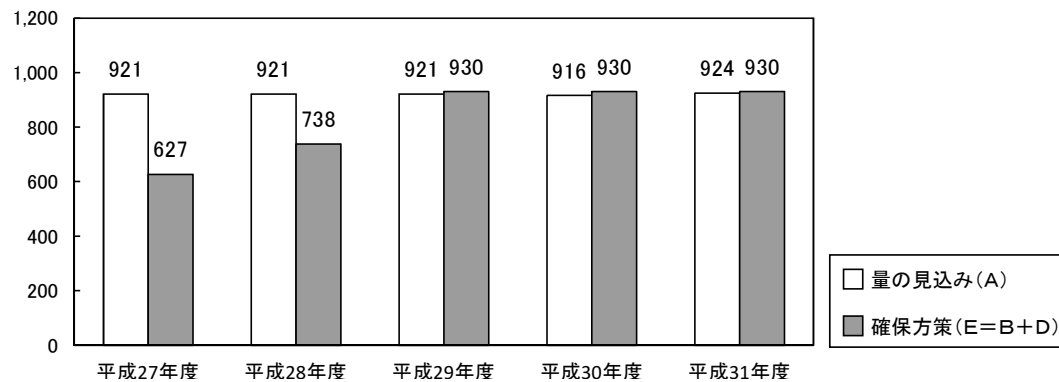
※教育ニーズ（1号認定）には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

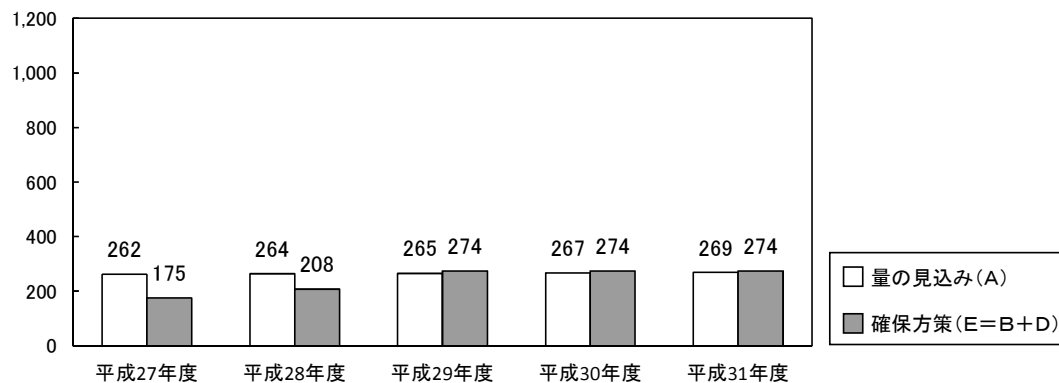
○ 1号認定（教育ニーズ分／全体）



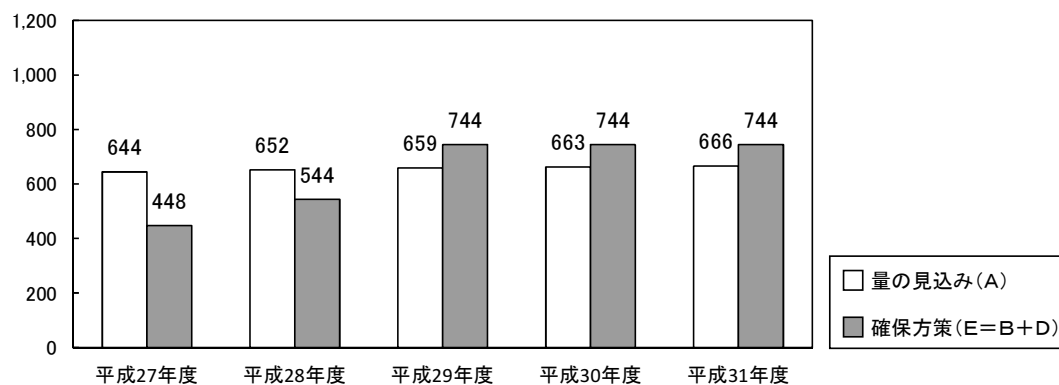
○ 2号認定（保育ニーズ分／全体）



○ 3号認定（0歳児／全体）



○ 3号認定（1・2歳児／全体）



③各年度における新規整備（全体）

	確保の方策（新規分）	
平成 27 年度	・ 保育所の新規整備	1 か所 60 人増
平成 28 年度	・ 保育所の新規整備	1 か所 90 人増
	・ 保育所の新規整備（法人化）	2 か所 150 人増
平成 29 年度	・ 保育所の新規整備	3 か所 210 人増
	・ 保育所の新規整備（法人化）	3 か所 180 人増
	・ 既存保育所の増改築	1 か所 30 人増
	・ 小規模保育事業	2 か所 38 人増
平成 30 年度	・ 公立幼稚園の 4 歳児保育	1 か所 30 人増
平成 31 年度	—	

(2) 佐敷中学校区域

①現状と整備方針（佐敷中学校区域）

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年現在、公立幼稚園では 4、5 歳児の受け入れを行っていますが、利用が見込まれる 3 歳児への対応が必要となっています。
- 共働き家庭の 5 歳児では保育ニーズが高く、5 歳児保育が推進されれば幼稚園利用が減少すると予測されています。3 歳児のニーズ、5 歳児の減の見込みなどを踏まえ、教育ニーズへの対応策を検討します。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年度定員と平成 27 年度見込みを比べると、1～3 歳児では定員より見込みの方が僅かながら下回っています。5 歳児については、平成 27 年度の見込みが 80 人で、平成 26 年度定員より 26 人分不足しています。
- 本区域においては、特に 5 歳児の保育ニーズへの対応が必要となっています。その他の年齢は現在の定員で充足すると見込まれ、新規整備は行わず、他区域との調整によりニーズに対応していきます。

■ 3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	74	75	71	69	72	72
	3歳	0	15	18	18	18	18
	4歳	22	29	26	28	28	28
	5歳	52	31	27	23	26	26
保育ニーズ (2号、3号認定)	3～5歳	176	198	183	178	188	189
	3歳	61	57	66	67	66	66
	4歳	61	61	46	56	57	56
	5歳	54	80	71	55	65	67

※現状＝教育は平成26年9月の利用者数、保育は平成26年の定員

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ 0～2歳の年齢別見込み量（保育別）

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育ニーズ (3号認定)	0～2歳	184	175	176	175	173	171
	0歳	54	54	54	53	52	52
	1歳	65	59	59	59	59	57
	2歳	65	62	63	63	62	62

※現状＝平成26年の定員

■ 年齢別認可保育所定員と平成27年度の見込み

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	54	54	0
1歳	65	59	▲ 6
2歳	65	62	▲ 3
3歳	61	57	▲ 4
4歳	61	61	0
5歳	54	80	26
計	360	373	13
(参考) 0～5歳人口	585	549	▲ 36

※平成27年は推計による見込み

②必要量の見込みと確保量（佐敷中学校区域）

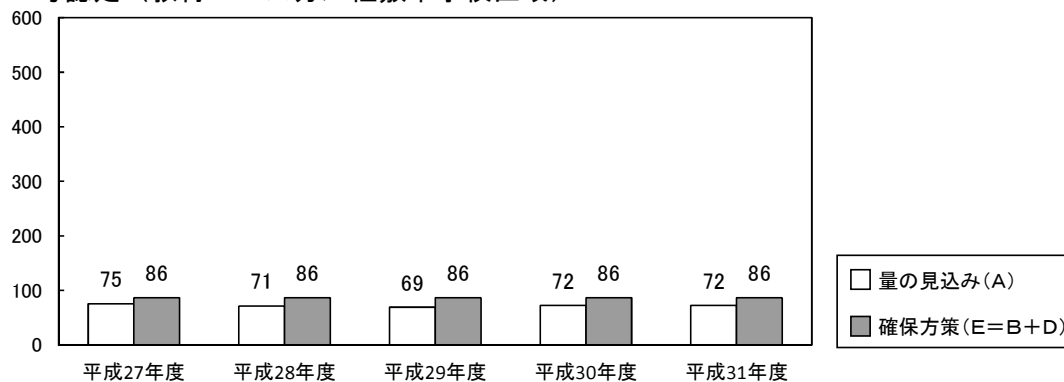
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み（A）	75	198	54	121	71	183	54	122	69	178	53	122
整備済み（B）	74	176	54	130	86	176	54	130	86	176	54	130
不足分（C=B-A）	▲1	▲22	0	9	15	▲7	0	8	17	▲2	1	8
新規整備方策（D）	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	12				0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	86	176	54	130	86	176	54	130	86	176	54	130
新規整備後の過不足 （F=E-A）	11	▲22	0	9	15	▲7	0	8	17	▲2	1	8
教育・保育別の過不足	11	▲13			15	1			17	7		
新規整備累計	12	0	0	0	12	0	0	0	12	0	0	0
教育・保育別の新規整備累計	12	0			12	0			12	0		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み（A）	72	188	52	121	72	189	52	119
整備済み（B）	86	176	54	130	86	176	54	130
不足分（C=B-A）	14	▲12	2	9	14	▲13	2	11
新規整備方策（D）	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	86	176	54	130	86	176	54	130
新規整備後の過不足 （F=E-A）	14	▲12	2	9	14	▲13	2	11
教育・保育別の過不足	14	▲1			14	0		
新規整備累計	12	0	0	0	12	0	0	0
教育・保育別の新規整備累計	12	0			12	0		

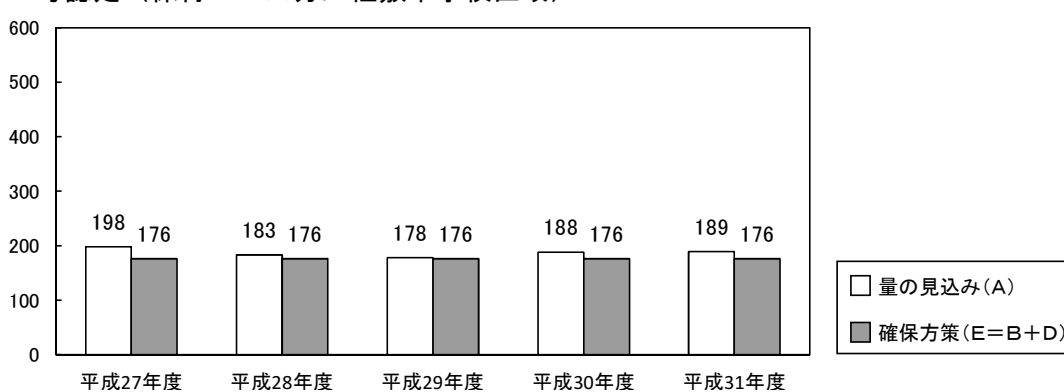
※教育ニーズ（1号認定）には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

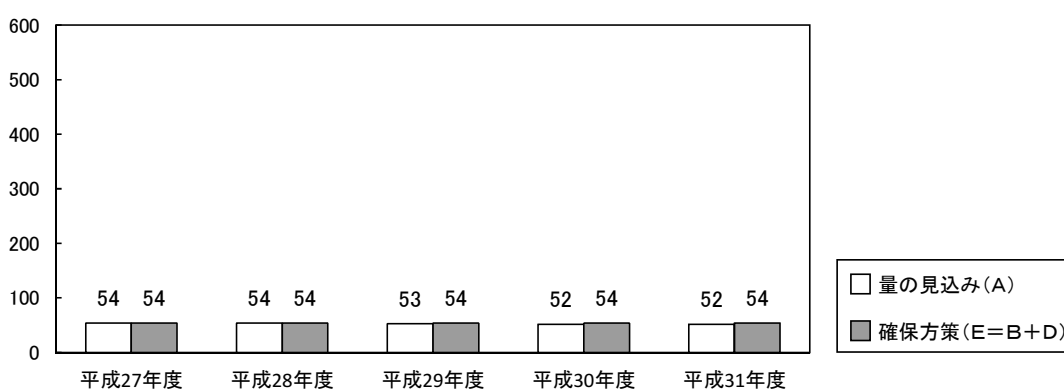
○ 1号認定（教育ニーズ分／佐敷中学校区域）



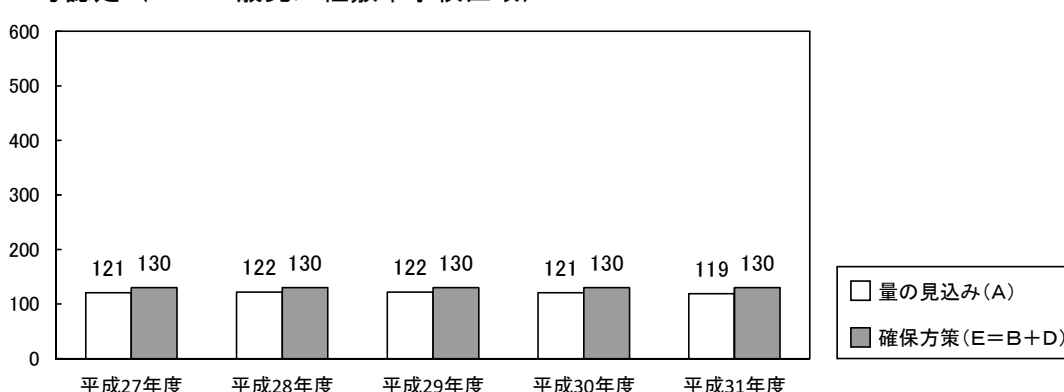
○ 2号認定（保育ニーズ分／佐敷中学校区域）



○ 3号認定（0歳児／佐敷中学校区域）



○ 3号認定（1・2歳児／佐敷中学校区域）



③各年度における新規整備（佐敷中学校区域）

	確保の方策（新規分）
平成 27 年度	—
平成 28 年度	—
平成 29 年度	—
平成 30 年度	—
平成 31 年度	—

(3) 知念中学校区域

①現状と整備方針（知念中学校区域）

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年現在、公立幼稚園では久高幼稚園以外で 4、5 歳児の受け入れとなっています。利用が見込まれる 3 歳児への対応を検討する必要があります。
- 共働き家庭の 5 歳児では保育ニーズが高く、幼稚園利用が減少することが予測されています。3 歳児のニーズ、5 歳児の減の見込みなどを踏まえ、教育ニーズへの対応策を検討します。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年度の利用者と平成 27 年度見込みを比べると、0～2 歳児がそれぞれ 10 人未満ではあるが増加が見込まれ、また 5 歳児が 19 人の増加となっており、現状よりニーズの方が若干高くなっています。
- 見込み量は平成 31 年度にむけて概ね横ばいで推移していますが、居住する区域への保育ニーズ、および玉城区域(隣接する百名地区等)の保育見込みにも対応するため、保育所の新規整備(1 か所)を進めます。

■ 3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	44	31	31	31	31	29
	3歳	0	13	14	13	13	13
	4歳	10	8	8	10	8	8
	5歳	34	10	9	8	10	8
保育ニーズ (2号、3号認定)	3～5歳	45	58	56	55	55	54
	3歳	20	14	14	13	13	13
	4歳	20	20	21	21	20	20
	5歳	5	24	21	21	22	21

※現状＝教育は平成26年9月の利用者数、保育は平成26年の定員

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ 0～2歳の年齢別見込み量（保育別）

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育ニーズ (3号認定)	0～2歳	45	63	62	62	61	59
	0歳	9	15	15	15	15	14
	1歳	18	23	23	23	22	22
	2歳	18	25	24	24	24	23

※現状＝平成26年の定員

■ 年齢別認可保育所定員と平成27年度の見込み

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	9	15	6
1歳	18	23	5
2歳	18	25	7
3歳	20	14	▲ 6
4歳	20	20	0
5歳	5	24	19
計	90	121	31
(参考) 0～5歳人口	222	200	▲ 22

※平成27年度は推計による見込み

②必要量の見込みと確保量（知念中学校区域）

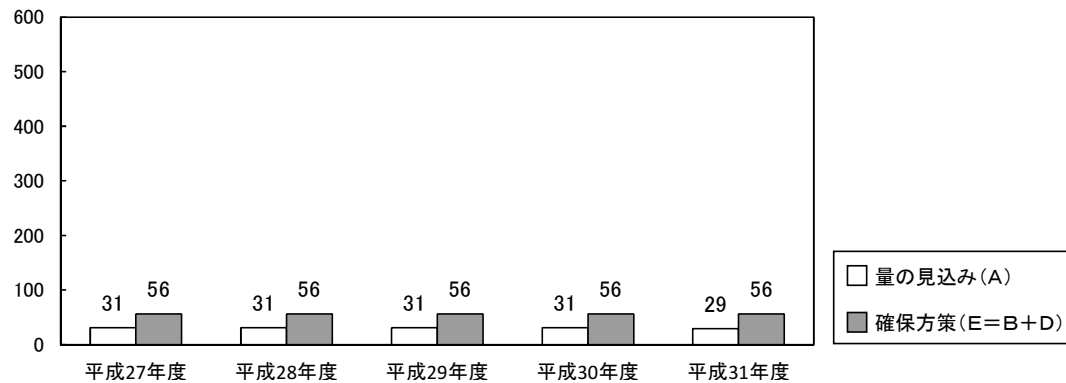
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み（A）	31	58	15	48	31	56	15	47	31	55	15	47
整備済み（B）	44	45	9	36	56	45	9	36	56	45	9	36
不足分（C = B - A）	13	▲13	▲6	▲12	25	▲11	▲6	▲11	25	▲10	▲6	▲11
新規整備方策（D）	12	0	0	0	0	0	0	0	0	27	9	24
教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	9	24
確認を受けない幼稚園	12				0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策（E = B + D）	56	45	9	36	56	45	9	36	56	72	18	60
新規整備後の過不足 （F = E - A）	25	▲13	▲6	▲12	25	▲11	▲6	▲11	25	17	3	13
教育・保育別の過不足	25	▲31			25	▲28			25	33		
新規整備累計	12	0	0	0	12	0	0	0	12	27	9	24
教育・保育別の新規整備累計	12	0			12	0			12	60		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み（A）	31	55	15	46	29	54	14	45
整備済み（B）	56	72	18	60	56	72	18	60
不足分（C = B - A）	25	17	3	14	27	18	4	15
新規整備方策（D）	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0
確保方策（E = B + D）	56	72	18	60	56	72	18	60
新規整備後の過不足 （F = E - A）	25	17	3	14	27	18	4	15
教育・保育別の過不足	25	34			27	37		
新規整備累計	12	27	9	24	12	27	9	24
教育・保育別の新規整備累計	12	60			12	60		

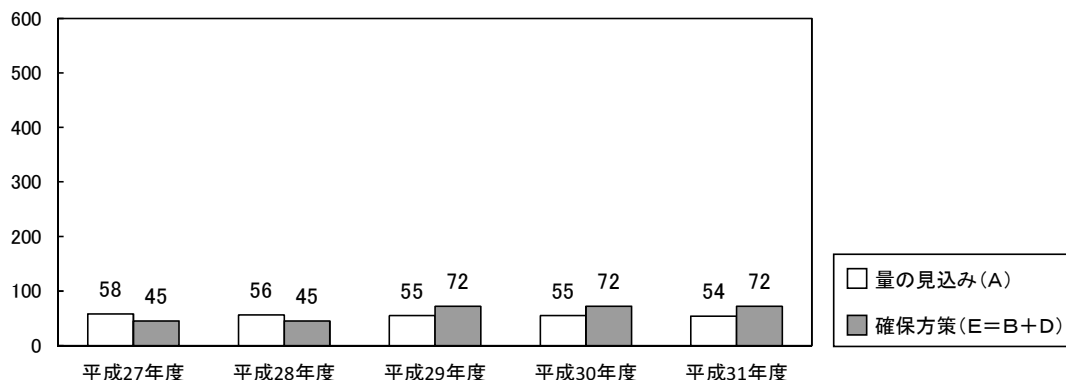
※教育ニーズ（1号認定）には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

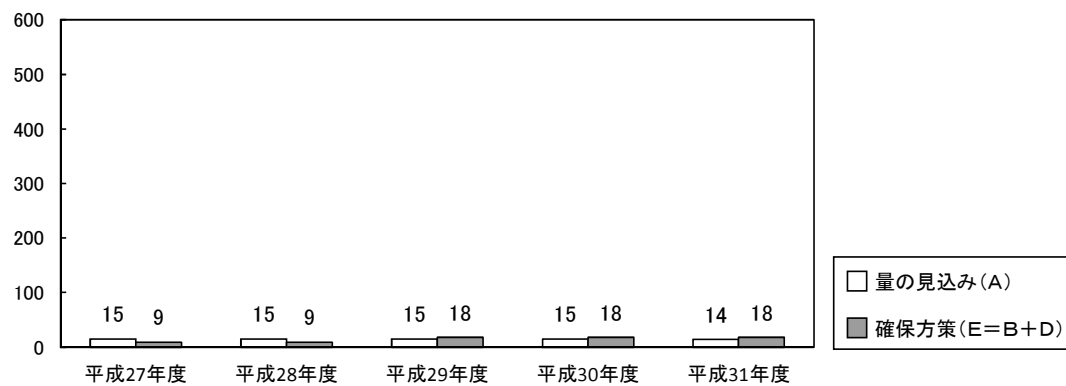
○ 1号認定（教育ニーズ分／知念中学校区域）



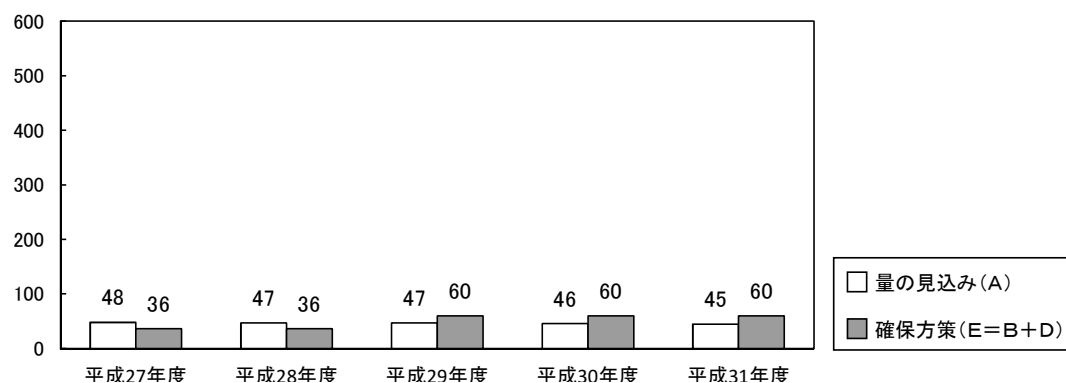
○ 2号認定（保育ニーズ分／知念中学校区域）



○ 3号認定（0歳児／知念中学校区域）



○ 3号認定（1・2歳児／知念中学校区域）



③各年度における新規整備（知念中学校区域）

	確保の方策（新規分）
平成 27 年度	—
平成 28 年度	—
平成 29 年度	・ 保育所の新規整備（法人化） 1 か所 60 人増
平成 30 年度	—
平成 31 年度	—

(4) 玉城中学校区域

①現状と整備方針（玉城中学校区域）

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年現在、公立幼稚園では 4、5 歳児の受け入れを行っています。3 歳児のニーズは平成 27 以降 60 人程度あり、3 歳児からの教育ニーズへの対応を検討する必要があります。
- 平成 26 年度では 5 歳児の幼稚園定員が 120 人ですが、平成 27 年度以降のニーズは 70 人程度に減少しています。共働き家庭の 5 歳児では保育ニーズが高く、幼稚園利用が減少することが予測されています。3 歳児のニーズ、5 歳児の減の見込みなどを踏まえ、教育ニーズへの対応策を検討します。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年度の利用者と平成 27 年度見込みを比べると、0 歳児で 51 人増、5 歳児で 71 人増となっています。また 1、2 歳児でも 50 人弱の増加が見込まれるため、0 歳児を中心とした低年齢児保育と 5 歳児保育のニーズへの対応が必要となっています。
- 保育ニーズへの対応策としては、保育所の新規整備（3 か所）を予定していますが、現在の整備予定では 0～2 歳児の保育において不足が生じると見込まれます。これについては他区域との利用調整により対応していきます。

■ 3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	191	202	199	200	196	203
	3歳	0	60	56	58	59	60
	4歳	71	68	72	67	69	71
	5歳	120	74	71	75	68	72
保育ニーズ (2号、3号認定)	3～5歳	185	246	241	241	239	244
	3歳	85	80	74	77	78	78
	4歳	85	80	84	77	81	82
	5歳	15	86	83	87	80	84

※現状＝教育は平成26年9月の利用者数、保育は平成26年の定員

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ 0～2歳の年齢別見込み量（保育別）

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育ニーズ (3号認定)	0～2歳	175	319	325	327	328	331
	0歳	45	96	96	96	97	99
	1歳	65	112	114	114	114	115
	2歳	65	111	115	117	117	117

※現状＝平成26年度の定員

■ 年齢別認可保育所定員と平成27年度の見込み

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	45	96	51
1歳	65	112	47
2歳	65	111	46
3歳	85	80	▲ 5
4歳	85	80	▲ 5
5歳	15	86	71
計	360	565	205
(参考) 0～5歳人口	862	913	51

※平成27年度は推計による見込み

②必要量の見込みと確保量（玉城中学校区域）

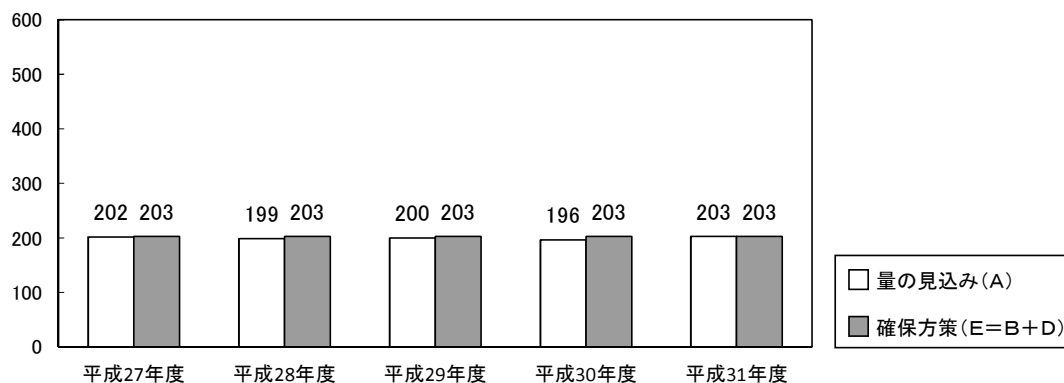
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み（A）	202	246	96	223	199	241	96	229	200	241	96	231
整備済み（B）	191	185	45	130	203	212	54	154	203	254	66	190
不足分（C=B-A）	▲11	▲61	▲51	▲93	4	▲29	▲42	▲75	3	13	▲30	▲41
新規整備方策（D）	12	27	9	24	0	42	12	36	0	27	9	24
教育・保育施設	0	27	9	24	0	42	12	36	0	27	9	24
確認を受けない幼稚園	12				0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0			0	0
認可外保育施設（運営補助）		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	203	212	54	154	203	254	66	190	203	281	75	214
新規整備後の過不足 （F=E-A）	1	▲34	▲42	▲69	4	13	▲30	▲39	3	40	▲21	▲17
教育・保育別の過不足	1	▲145			4	▲56			3	2		
新規整備累計	12	27	9	24	12	69	21	60	12	96	30	84
教育・保育別の新規整備累計	12	60			12	150			12	210		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み（A）	196	239	97	231	203	244	99	232
整備済み（B）	203	281	75	214	203	281	75	214
不足分（C=B-A）	7	42	▲22	▲17	0	37	▲24	▲18
新規整備方策（D）	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設（運営補助）		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	203	281	75	214	203	281	75	214
新規整備後の過不足 （F=E-A）	7	42	▲22	▲17	0	37	▲24	▲18
教育・保育別の過不足	7	3			0	▲5		
新規整備累計	12	96	30	84	12	96	30	84
教育・保育別の新規整備累計	12	210			12	210		

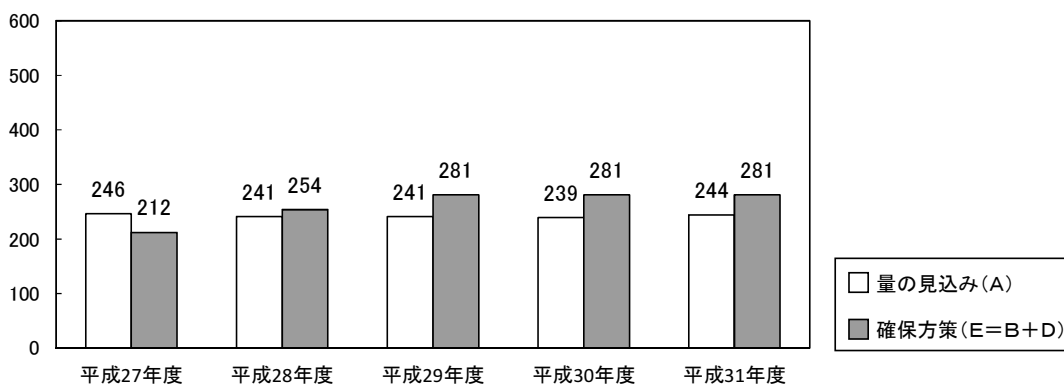
※教育ニーズ（1号認定）には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

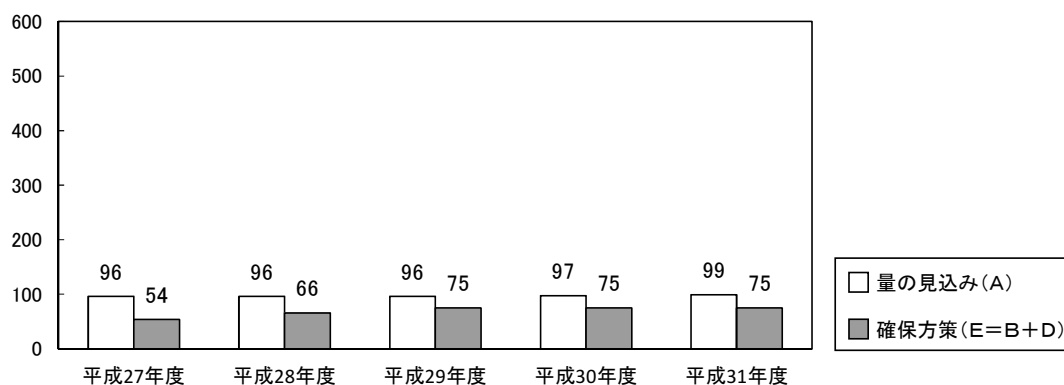
○ 1号認定（教育ニーズ分／玉城中学校区域）



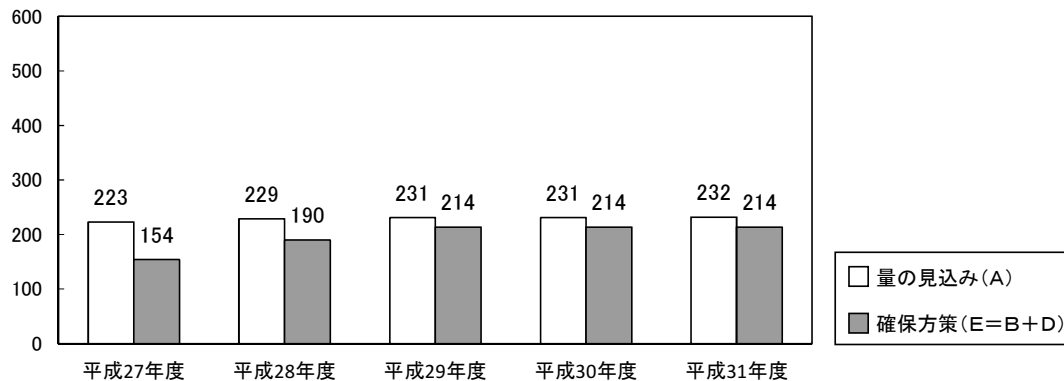
○ 2号認定（保育ニーズ分／玉城中学校区域）



○ 3号認定（0歳児／玉城中学校区域）



○ 3号認定（1・2歳児／玉城中学校区域）



③各年度における新規整備（玉城中学校区域）

	確保の方策（新規分）	
平成 27 年度	・ 保育所の新規整備	1 か所 60 人増
平成 28 年度	・ 保育所の新規整備	1 か所 90 人増
平成 29 年度	・ 保育所の新規整備（法人化）	1 か所 60 人増
平成 30 年度	—	
平成 31 年度	—	

(5) 大里中学校区域

①現状と整備方針（大里中学校区域）

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年現在、大里中学校区域の公立幼稚園は 5 歳児のみの受け入れとなっています。3 歳児、4 歳児のニーズは平成 27 年度以降、各 30～40 人程度あり、5 歳児未満の教育ニーズへの対応を検討する必要があります。
- 平成 26 年では 5 歳児の幼稚園定員が 122 人ですが、平成 27 年度以降の利用ニーズは 30～40 人程度に減少しています。共働き家庭の 5 歳児では保育ニーズが高く、幼稚園利用が減少することが予測されています。
- 大里中学校区域での公立幼稚園 4 歳児保育の整備を推進します。また、3 歳児のニーズ、5 歳児の減の見込みなどを踏まえ、教育ニーズへの対応策を検討します。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年の利用者と平成 27 年度見込みを比べると、各歳とも見込みの方が大幅に上回っています。特に 5 歳児保育のニーズが高く、平成 26 年度の定員 31 人に対して平成 27 年度は 135 人と、104 人増と見込まれています。その他の年齢では、それぞれ 40 人～70 人程度の増加が見込まれています。5 歳児を中心としながら、全年齢を対象とした保育の拡大が必要となっています。
- 保育ニーズへの対応策としては、既存保育所の増改築による定員増のほか、保育所の新規整備（6 か所）や小規模保育事業（2 か所）を進めます。しかし、2 号認定（特に 5 歳児）で整備不足が生じると見込まれています。これについては他区域との利用調整により対応していきます。

■ 3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	122	103	110	111	109	109
	3歳	0	36	34	33	34	35
	4歳	0	34	39	36	36	36
	5歳	122	33	37	42	39	38
保育ニーズ (2号、3号認定)	3～5歳	194	419	441	447	434	437
	3歳	78	142	129	128	131	133
	4歳	85	142	160	147	145	148
	5歳	31	135	152	172	158	156

※現状＝教育は平成26年9月の利用者数、保育はH26年の定員

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ 0～2歳の年齢別見込み量（保育別）

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育ニーズ (3号認定)	0～2歳	186	349	353	360	368	374
	0歳	58	97	99	101	103	104
	1歳	58	117	120	123	125	127
	2歳	70	135	134	136	140	143

※現状＝平成26年の定員

■ 年齢別認可保育所定員と平成27年度の見込み

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	58	97	39
1歳	58	117	59
2歳	70	135	65
3歳	78	142	64
4歳	85	142	57
5歳	31	135	104
計	380	768	388
(参考) 0～5歳人口	950	1,015	65

※平成27年度は推計による見込み

②必要量の見込みと確保量（大里中学校区域）

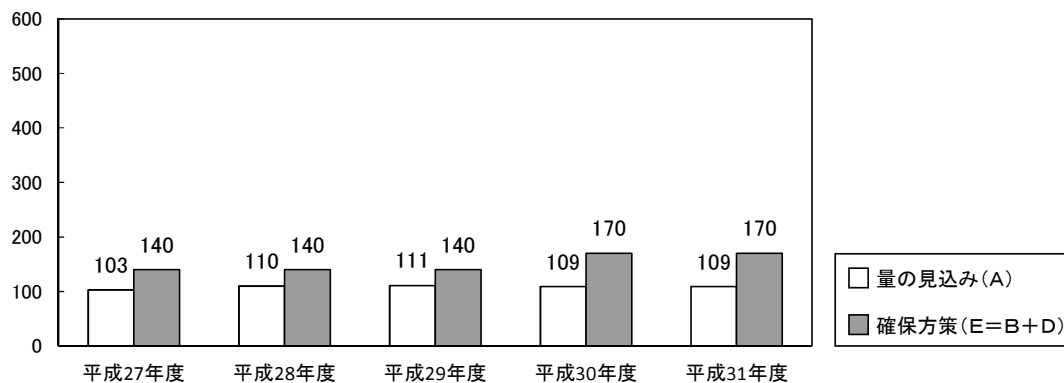
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み（A）	103	419	97	252	110	441	99	254	111	447	101	259
整備済み（B）	122	194	58	128	140	194	58	128	140	263	79	188
不足分（C=B-A）	19	▲225	▲39	▲124	30	▲247	▲41	▲126	29	▲184	▲22	▲71
新規整備方策（D）	18	0	0	0	0	69	21	60	0	138	48	152
教育・保育施設	0	0	0	0	0	69	21	60	0	138	42	120
確認を受けない幼稚園	18				0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0			6	32
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	140	194	58	128	140	263	79	188	140	401	127	340
新規整備後の過不足 （F=E-A）	37	▲225	▲39	▲124	30	▲178	▲20	▲66	29	▲46	26	81
教育・保育別の過不足	37	▲388			30	▲264			29	61		
新規整備累計	18	0	0	0	18	69	21	60	18	207	69	212
教育・保育別の新規整備累計	18	0			18	150			18	488		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み（A）	109	434	103	265	109	437	104	270
整備済み（B）	140	401	127	340	170	401	127	340
不足分（C=B-A）	31	▲33	24	75	61	▲36	23	70
新規整備方策（D）	30	0	0	0	0	0	0	0
教育・保育施設	30	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	170	401	127	340	170	401	127	340
新規整備後の過不足 （F=E-A）	61	▲33	24	75	61	▲36	23	70
教育・保育別の過不足	61	66			61	57		
新規整備累計	48	207	69	212	48	207	69	212
教育・保育別の新規整備累計	48	488			48	488		

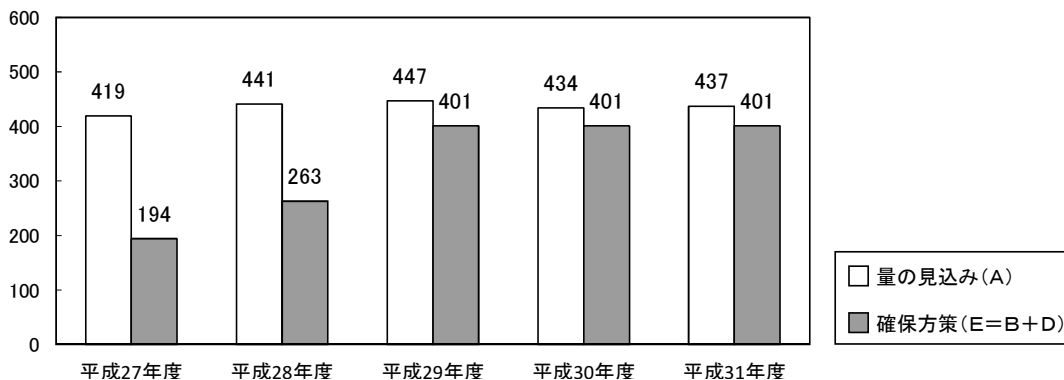
※教育ニーズ（1号認定）には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

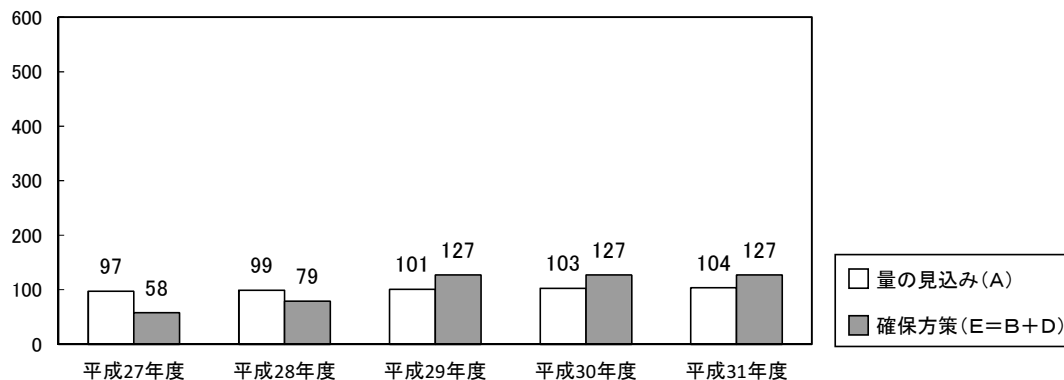
○ 1号認定（教育ニーズ分／大里中学校区域）



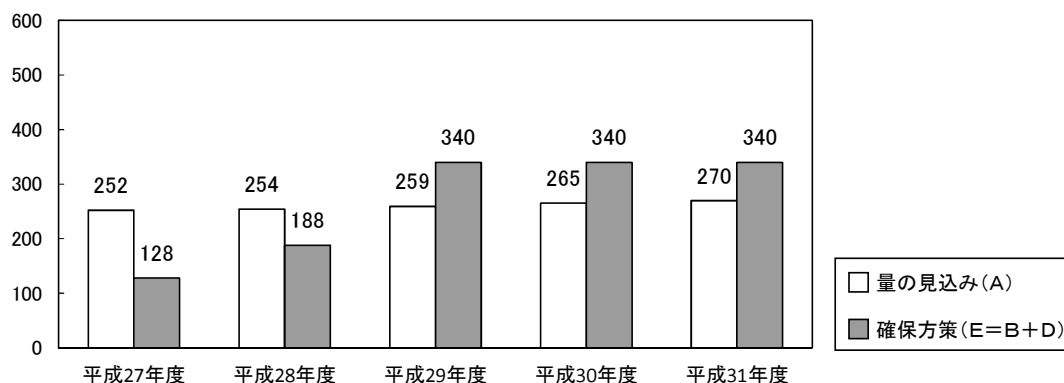
○ 2号認定（保育ニーズ分／大里中学校区域）



○ 3号認定（0歳児／大里中学校区域）



○ 3号認定（1・2歳児／大里中学校区域）



③各年度における新規整備（大里中学校区域）

	確保の方策（新規分）		
平成 27 年度	—		
平成 28 年度	・ 保育所の新規整備（法人化）	2 か所	150 人増
平成 29 年度	・ 保育所の新規整備（法人化）	1 か所	60 人増
	・ 保育所の新規整備	3 か所	210 人増
	・ 定員増（増改築）	1 か所	30 人増
	・ 小規模保育事業	2 か所	38 人増
平成 30 年度	・ 公立幼稚園の 4 歳児保育	1 か所	30 人増
平成 31 年度	—		

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

○現在、延長保育事業は各園で実施しています。時間外保育事業を公立保育所、認可保育所全園で実施し、量の見込みに対する提供の確保を図ります。

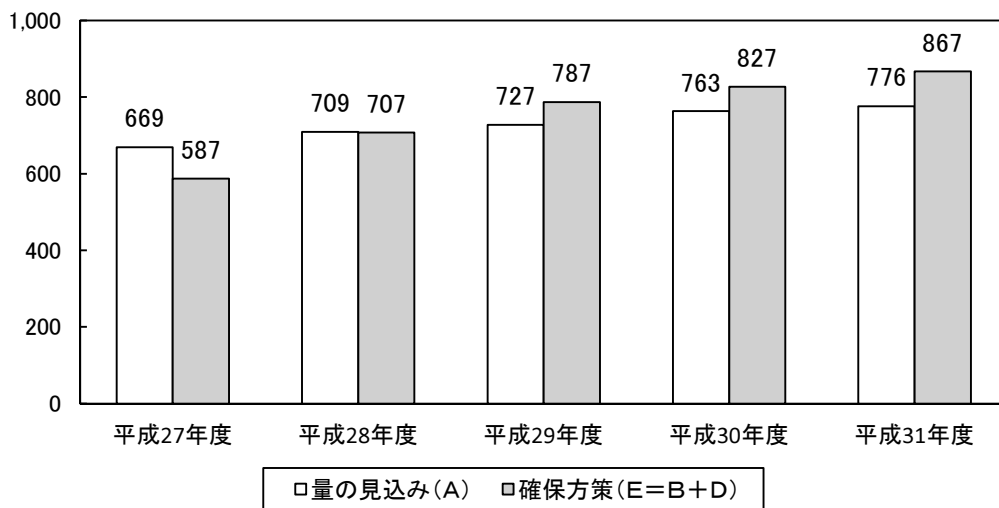
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	510	513	515	515	519
確保方策	人	510	513	515	515	519
	か所	全園	全園	全園	全園	全園

(2) 放課後児童健全育成事業

①全体

- 本事業は平成 26 年度で 12 か所、507 人受け入れています。平成 27 年度は 669 人、平成 31 年度には 776 人のニーズと見込まれており、現在の整備量は不足している。
- 計画期間に新規で 360 人分(9 施設)の受け入れを整備し、ニーズへの対応を図ります。なお、整備にあたっては、市内各小学校内への新規整備を順次行っています。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(A)		人	669	709	727	763	776
	低学年	人	541	573	587	615	618
	高学年	人	128	136	140	148	158
整備済み	整備量(B)	人	507	587	707	787	827
	施設数	か所	12	14	17	19	20
不足分(C = B - A)		人	▲ 162	▲ 122	▲ 20	24	51
新規整備方策	整備量(D)	人	80	120	80	40	40
	施設数	か所	2	3	2	1	1
確保方策(E = B + D)		人	587	707	787	827	867
整備後の過不足数(F = E - A)		人	▲ 82	▲ 2	60	64	91
新規整備累計	整備量	人	80	200	280	320	360
	施設数	か所	2	5	7	8	9



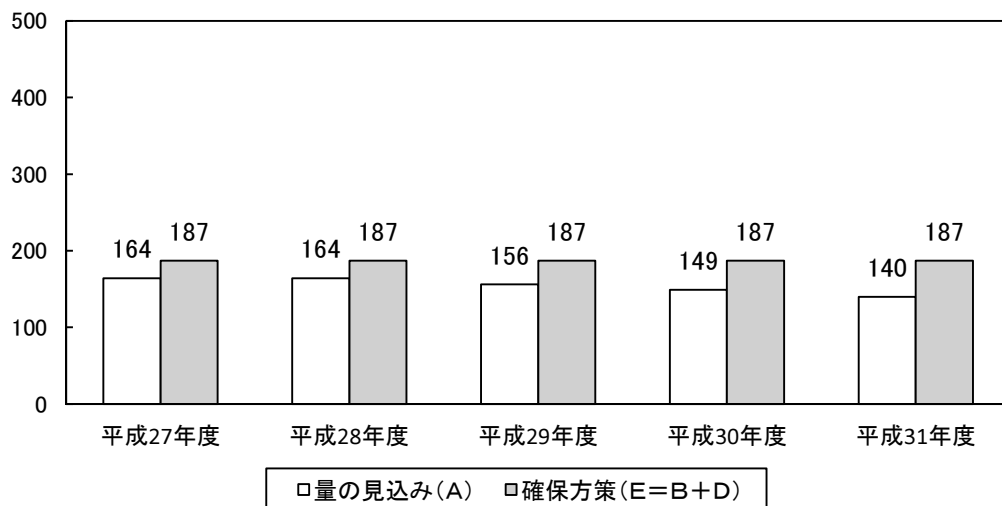
②佐敷中学校区域（放課後児童健全育成事業）

○区域内の学童クラブは平成26年度で3か所、147人受け入れています。利用見込み人数は平成27年度が164人あり、その後は減少し、平成31年度には140人と推計されています。

○平成27年度に1か所の新規整備を行い、40人分の受け入れ拡大を行います。

○なお、整備の際には小学校内での本事業実施を行うように推進します。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(A)		人	164	164	156	149	140
	低学年	人	135	134	125	118	109
	高学年	人	29	30	31	31	31
整備済み	整備量(B)	人	147	187	187	187	187
	施設数	か所	3	4	4	4	4
不足分(C = B - A)		人	▲ 17	23	31	38	47
新規整備方策	整備量(D)	人	40	0	0	0	0
	施設数	か所	1	0	0	0	0
確保方策(E = B + D)		人	187	187	187	187	187
整備後の過不足数(F = E - A)		人	23	23	31	38	47
新規整備累計	整備量	人	40	40	40	40	40
	施設数	か所	1	1	1	1	1



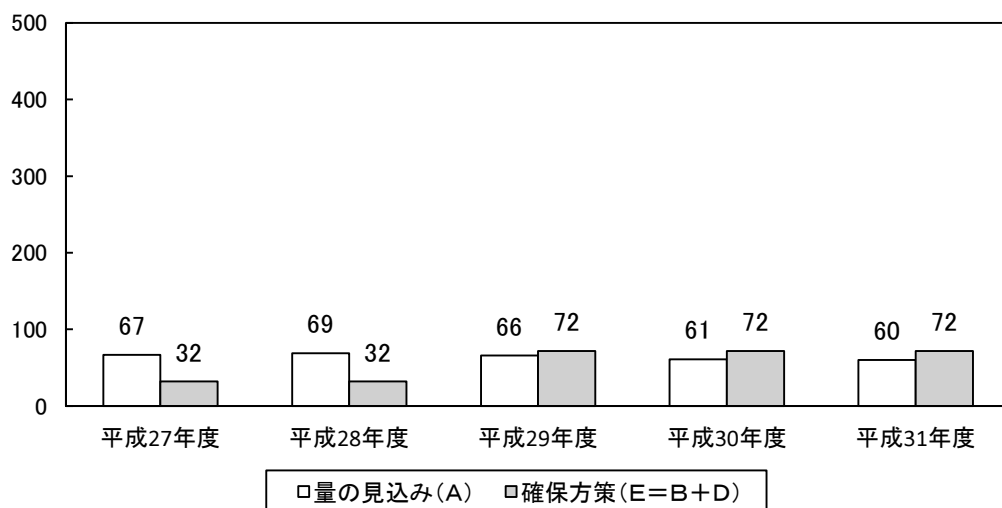
③知念中学校区域（放課後児童健全育成事業）

○区域内の学童クラブは平成 26 年度で 1 か所、32 人受け入れています。利用見込み人数は平成 27 年度が 67 人あり、また平成 31 年度では 60 人の見込みと推計されています。

○平成 29 年度に 1 か所の新規整備を行い、40 人分の受け入れ拡大を行います。

○なお、整備の際には小学校内での本事業実施を行うように推進します。

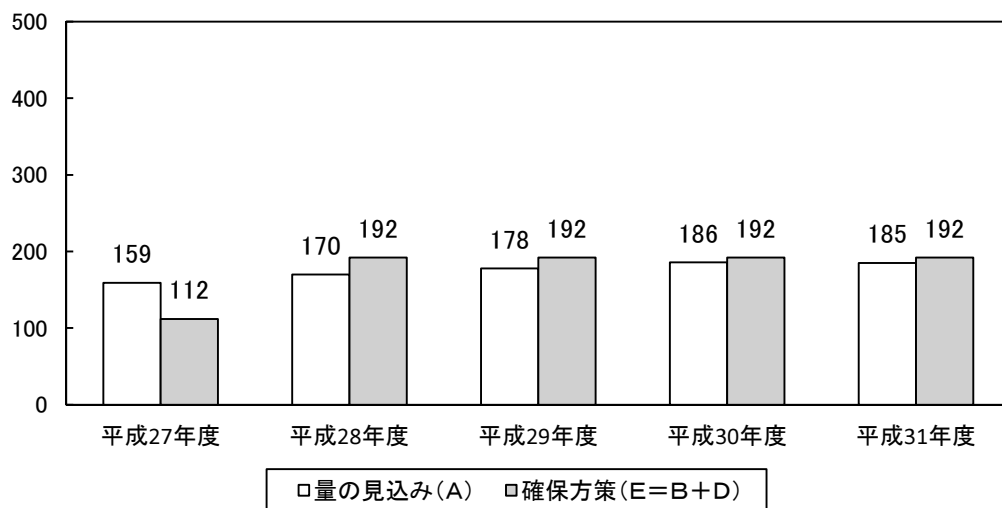
		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(A)		人	67	69	66	61	60
	低学年	人	50	51	48	43	42
	高学年	人	17	18	18	18	18
整備済み	整備量(B)	人	32	32	32	72	72
	施設数	か所	1	1	1	2	2
不足分(C = B - A)		人	▲ 35	▲ 37	▲ 34	11	12
新規整備方策	整備量(D)	人	0	0	40	0	0
	施設数	か所	0	0	1	0	0
確保方策(E = B + D)		人	32	32	72	72	72
整備後の過不足数(F = E - A)		人	▲ 35	▲ 37	6	11	12
新規整備累計	整備量	人	0	0	40	40	40
	施設数	か所	0	0	1	1	1



④玉城中学校区域（放課後児童健全育成事業）

- 区域内の学童クラブは平成 26 年度で 2 か所、72 人受け入れています。利用見込み人数は平成 27 年度が 159 人あり、また平成 31 年度には 185 人に増加すると見込まれています。
- 平成 27、平成 28 年度に計 3 か所の新規整備を行い、120 人分の受け入れ拡大を行います。
- なお、整備の際には小学校内での本事業実施を行うように推進します。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(A)		人	159	170	178	186	185
	低学年	人	138	147	155	161	158
	高学年	人	21	23	23	25	27
整備済み	整備量(B)	人	72	112	192	192	192
	施設数	か所	2	3	5	5	5
不足分(C = B - A)		人	▲ 87	▲ 58	14	6	7
新規整備方策	整備量(D)	人	40	80	0	0	0
	施設数	か所	1	2	0	0	0
確保方策(E = B + D)		人	112	192	192	192	192
整備後の過不足数(F = E - A)		人	▲ 47	22	14	6	7
新規整備累計	整備量	人	40	120	120	120	120
	施設数	か所	1	3	3	3	3



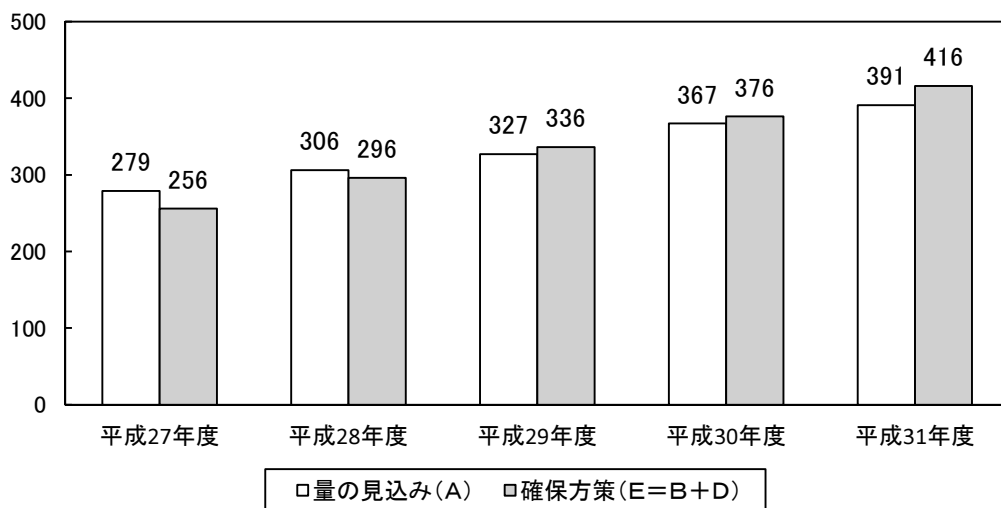
⑤大里中学校区域（放課後児童健全育成事業）

○区域内の学童クラブは平成 26 年度で 6 か所、256 人受け入れています。利用見込み人数は平成 27 年度が 279 人あり、また平成 31 年度には 391 人に増加すると見込まれています。

○平成 28 年度以降、各年 1 か所ずつ整備を行い、160 人分の受け入れ拡大を行います。

○なお、整備の際には小学校内での本事業実施を行うように推進します。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(A)		人	279	306	327	367	391
	低学年	人	218	241	259	293	309
	高学年	人	61	65	68	74	82
整備済み	整備量(B)	人	256	256	296	336	376
	施設数	か所	6	6	7	8	9
不足分(C = B - A)		人	▲ 23	▲ 50	▲ 31	▲ 31	▲ 15
新規整備方策	整備量(D)	人	0	40	40	40	40
	施設数	か所	0	1	1	1	1
確保方策(E = B + D)		人	256	296	336	376	416
整備後の過不足数(F = E - A)		人	▲ 23	▲ 10	9	9	25
新規整備累計	整備量	人	0	40	80	120	160
	施設数	か所	0	1	2	3	4



(3) 地域子育て支援拠点事業

○地域子育て支援拠点事業は、現在2か所で実施しています。量の見込みより1日の受け入れ人数を算出すると24人程度と多くなっており、実施か所の増加が必要となっています。本事業は概ね中学校区に1か所の整備が望ましいことから、現在整備されていない玉城中学校区、知念中学校区に新規整備を行い、計4か所で利用ニーズに対応していきます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間延べ利用人数	15,498	15,668	15,812	15,903	15,995
確保方策	人	7,749	1,1751	15,812	15,903	15,995
	か所	2	3	4	4	4

※1日の受け入れ人数の算出＝年間延べ利用人数÷52週÷6日÷2か所

(4) 一時預かり事業

①幼稚園型

○幼稚園型の一時預かり事業は、共働き家庭の定期的利用と、専業主婦家庭の一時的利用から見込まれています。現在(平成26年)、公立幼稚園の受け入れ可能定員は一日あたり280人、年間72,800人日となっています。量の見込みから1日の受け入れ人数を算出すると、1日160人程度で、現在の体制で充足すると予測されます。

○公立幼稚園では、現在の受け入れ体制を継続しニーズへの対応を行っていきます。

○また、公立幼稚園では、この見込みへの対応のほか、土曜日の受け入れを2園で行い、共働き家庭のニーズへの対応を図ります。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定年間利用	人日	979	980	980	974	983
	2号認定年間利用	人日	40,597	40,625	40,625	40,380	40,761
	合計	人日	41,576	41,605	41,605	41,354	41,744
確保方策	年間延べ利用人数	人日	72,800	72,800	72,800	72,800	72,800
	学級数	学級	15	15	15	15	15

※1日の受け入れ人数の算出＝年間延べ利用人数÷52週÷5日

②その他の一時預かり

○認可保育所の一時的預かりは、現在(平成25年)、1か所で実施しています。年間の利用延べ人数の実績は概ね1,000人日(一日あたり3～4人程度)であり、整備が不足しています。ニーズに対応するため実施園を3か所に増加するとともに、ファミリーサポートセンターと連携し、ニーズへの対応を図ります。(大里、玉城中学校校区に整備を検討します)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	量の見込み	人日	3,276	3,293	3,306	3,304	3,330
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	人日	1,003	2,200	3,300	3,300	3,300
		か所	1	2	3	3	3
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	人日	99	99	99	99	99
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	0	0	0	0	0

(5) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

○病児保育事業は、平成26年度より実施しています。4月から10月までの利用状況をみると、月当たり20人が利用しています。平成27年度以降は、見込み量に対応するように図るほか、始まったばかりの事業であるため、実際の利用実績や実施後のニーズを見極めながら提供量の増加を検討します。

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	量の見込み	人日	488	490	492	492	496
確保 方策	病児保育事業	人日	480	480	600	600	600
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	0	0	0	0	0

※確保方策は、27、28年度は月40人、29年度以降は月50人の利用で算出

(6) 子育て援助活動支援事業（就学児）

○ニーズへの対応を図るため、ファミリーサポートセンターと連携し、サポーターの増加を図り、提供体制の拡充を図ります。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		人日	2, 402	2, 532	2, 600	2, 718	2, 754
確保方策	子育て援助活動支援事業 (就学後)	人日	2, 402	2, 532	2, 600	2, 718	2, 754

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

○子育て短期支援事業(ショートステイ)は、現在、市で実施していません。量の見込みは年間 24 人であり、事業は実施しないが、計画期間内のニーズ・動向を見極めながら、当面はファミリーサポートセンターの活用等による対応を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込み	人日	24	24	24	24
確保方策	子育て短期支援事業	人日	ファミリーサポートセンターの活用等による対応を図ります。			

(8) 利用者支援事業

○子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

○市内に 1 か所整備し、身近な地域での子育て家庭のサービス利用支援を行っていきます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込み	か所	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業

- 生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
- 市ではこれまでも本事業を実施しており、今後も継続して取り組むことで、支援が必要な家庭の適切な養育の確保を行います。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間実人数	338	338	338	338	338
確保方策		実施体制：保健師、助産師、母子保健推進員				

(10) 養育支援訪問事業

- 乳幼児家庭全戸訪問から把握された、子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由で子どもの養育に支援を必要としている家庭に対して、訪問により養育に関する指導や助言等を行う事業です。
- 支援が必要な家庭の適切な養育の確保を行うため、今後も継続して取り組みます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間実人数	5	5	5	5	5
確保方策		実施体制：保健師、助産師、保育士、ヘルパー等				

(11) 妊婦健診事業

- 妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人当たり年間14回分を公費で負担しています。
- 母子の健康管理と保健指導により安心して出産を迎えられるように、今後も継続して取り組みます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間延べ利用回数	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
確保方策		実施体制：沖縄県内協力医療機関受診 等 実施機関：産科又は婦人科の医療機関及び助産所（国内）				

第5章 支援対策

～子どものため、子育て家庭のための支援対策

第5章 支援対策 ～子どものため、子育て家庭のための支援対策

1. 教育・保育事業や子育て支援体制の整備

(1) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保

① 0 歳児、1 歳児の保育の拡充

0 歳児や 1 歳児では産休明け、育児休業明けで保育所に預けにくい状況があります。ニーズ調査で把握された潜在的ニーズにもとづいて、0、1 歳児の保育の拡充を行い、預けたいときにいつでも預けられる環境の整備を図ります。

② 保育所における 5 歳児保育の拡充

保育所における 5 歳時保育の拡充を図り、共働き世帯に見られる 0～5 歳を通しての保育ニーズに対応した受入体制の整備を図ります。

③ 公立幼稚園の複数年保育の推進

大里中学校区域での 4 歳児保育の整備推進を図るほか、3 歳児保育の導入を検討するなど、公立幼稚園での複数年保育を推進します。

④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実

公立幼稚園では、幼稚園型の一時的預かりにおいて、玉城幼稚園と大里南幼稚園で土曜日の受け入れを実施するほか、春休み期間の受け入れも継続し、公立幼稚園が共働き家庭やひとり親家庭にとって利用しやすい場となるように努めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

① 地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育施設のみならず、地域に暮らす全ての子育て世帯の支援を図るため、新制度に示されている「地域子ども・子育て支援事業」内の各種事業について、ニーズ調査結果に基づいた見込量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。

(3) 子どもの居場所づくり

① 放課後子ども総合プランの推進

①-1 学童クラブの充実

県のガイドラインの周知・啓発を行うとともに、市の放課後児童対策を担う学童クラブの運営支援に努めるほか、指導員の確保や資質向上を行うため、学童クラブへの情報提供や研修への参加を推進していきます。

また、学童クラブを、順次、小学校内に設置していくように設置に努めます。

18時30分を超えて事業を行う場合の追加的な費用を補助し、保育所における開所時間との差の縮小を図る「開所時間延長支援事業」をすべての放課後児童クラブで実施することを目指します。

放課後児童クラブの質の維持及び向上、適正な運営が行われるように、指導ならびに連携の強化を図ります。（放課後児童クラブの整備目標については第4章を参照）

①-2 放課後子ども教室の充実

小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室の実施に努めます。

①-3 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進

国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施または各学校の余裕教室の活用による一体的な実施に努めます。

一体型の実施にあたっては、現在、小学校内に放課後児童クラブが設置されたところへの放課後子ども教室設置を進め、モデル校として実施に向けた研究・準備を行い、平成31年度までに1か所整備することを目指します。

放課後の余裕教室等を活用した学校における放課後の居場所づくりについて、運営委員会を設けて検討します。また、余裕教室の活用状況や活用計画、共通プログラムの検討、一体的実施といったすべての過程で、教育委員会と児童家庭課および放課後子ども教室のコーディネーターと放課後児童クラブの支援員が連携し、事業の周知や学校への理解を図るとともに、取り組み事例の検討と実施後の課題改善を行い、円滑な運営がされるように努めます。

教育委員会と市長が協議する機関として新たに設置される総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。

② 地域における居場所の確保、充実

②-1 児童館の充実

子どもたちの放課後が安全に過ごせるよう児童館の安全管理に努めます。

また、今後も7児童館が連携し、活動の充実を図ります。

②-2 多様な居場所の確保

地域における放課後の居場所について、学校の地域連携室や公民館等の地域資源や人材を活用した居場所づくり対策を検討します。

②-3 児童館の増設及び活動の充実

児童館の充実や新設を行い、子どもの遊びを通じた仲間づくり、自己の成長を図ります。また、各種親子教室の開催等により、親子の絆を深めたり、母親クラブなどの保護者同士の交流も行います。

2. 教育・保育事業等における質の確保と向上

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方

市ではこれまで、待機児童対策として認可保育所(園)の増改築や新設、弾力化により、保育量の拡大を図ってきました。しかし、現在も待機児童が存在するほか、ニーズ調査では潜在的保育ニーズも大きく、保育の拡充は不可欠な状態となっています。

このような状況の中で、既存保育所での受け入れ増や保育所の新規整備、地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)を実施し、保育のさらなる拡大を図ります。認定こども園の整備については、今後のニーズ、待機児童の状況などを踏まえて検討します。

② 保育の質の確保

②-1 教育・保育事業にかかわる職員の資質向上

幼稚園においては複数年保育の実施、保育園においては保育の拡大が望まれる中、量的充実のみならず、幼児期の教育・保育の質の確保・向上を図るため、幼稚園教諭、保育士の研修等により資質向上のための取り組みを行います。

特に地域型保育事業においては、保育士以外の保育従事者が認められており、保育資格のない保育従事者に対しては、より十分な研修を行います。また、保育士との交流、情報交換、事例報告などにより資質の向上を図る機会を設けてまいります。

②-2 就学前教育・保育カリキュラムの作成

乳幼児の発達や学びの連続性の確保並びに教育・保育施設及び地域型保育事業における質の高い幼児教育・保育の提供を推進するため、就学前教育・保育カリキュラムの作成に取り組みます。

②-3 教育・保育に関する評価の実施

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、定期的に自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、質の向上に努めるよう促します。

②-4 指導監督の実施

特定教育保育施設または地域型保育事業者として、市の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、関係書類の検査や立入検査等の指導監督を行います。

③ 保幼小連携の推進

③-1 保育・教育機関の連携強化

幼小の連携は元より、認可保育所(園)と幼稚園、小学校の連携・情報交換の場を設け、連携体制づくりに努めます。

認可保育所(園)、幼稚園、小学校のお互いの保育参観の実施や合同研修の実施など、幼保の共通理解及び小学校とのつながりを持つ機会を増やし、就学前教育の充実に努めます。

③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な接続

幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びをとおして学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、保育所・幼稚園等と小学校との交流活動、職員間の相互理解の場の確保、保育要録・指導要録等の確実な引継と情報共有等を進めます。

③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

地域型保育事業からの連携施設について、市も確保のために努め、地域型保育利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できるように、地域の公立保育所、法人保育所、幼稚園の状況把握と協力依頼を行ってまいります。

(2) 人材の確保の推進

① 保育士の確保

待機児童の解消のため、保育施設等の拡充と合わせて、保育士の確保が不可欠です。県と連携してこれを進めるほか、市内の保育所と連携し、保育所合同の保育士就職説明会、保育所見学会を開催し、保育士の確保を進めます。

保育士のほか、地域型保育事業で認められている保育従事者確保のための研修等を実施します。

② 幼稚園教諭の確保

公立幼稚園における幼児教育の向上を図るため、幼稚園教諭の確保に努めます。

③ 放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童支援員の確保

県及び関係機関と連携し、指導員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、放課後児童支援員の確保を支援します。

地域の参画を得て、様々な活動の展開を図るため、放課後子ども教室に関わる地域人材の確保に努めます。

③-2 地域人材の確保

経験や知識が豊富な地域人材や学校、放課後子ども教室を支援するボランティアの確保に努めます。

④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

ファミリーサポートセンターの支援者である「サポート会員」の増加を図るため、引き続き、サポーター養成講座の実施のほか、ファミリーサポートセンターの内容や研修内容などの周知を図ります。

3. 地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実

(1) 集い、交流による子育て支援の充実

①地域での子育てネットワークの構築

各関係機関連携のもと、情報の共有化を図り、相談・支援体制を強化します。

②地域子育て支援センターの充実

現在の子育て支援センターについて、地域のニーズを把握した上で子育て家庭への支援ができるように充実を図ります。

③サークル育成の推進

児童館において活動している母親クラブ等の活動支援や育成を行い、保護者同士の交流促進を図ります。

④子育てサロンの支援

家庭保育を行う保護者の育児不安や仲間づくり、子どもの遊びやふれあいを図るため、社会福祉協議会が実施する子育てサロンの支援を行います。

(2) 相談、情報提供の充実

①相談機能の充実

①-1 関係機関等による各種相談の充実

市の児童家庭課及び関係機関が情報の共有を行い、地域における子育て相談を強化します。

①-2 利用者支援事業の実施

市内に1か所整備し、子育て家庭のサービス利用支援を行っていきます。

②情報提供の充実

②-1 周知・広報の強化

市ホームページ・広報紙での子育て情報の提供の推進

市の広報誌及びホームページ上で速やかに最新情報の発信を行うとともに、子育て家庭が求める情報の把握に努め、内容の充実を図ります。

子育て支援ガイドの発行

児童家庭課で行っている事業を集約した、「あなたと子どものしおり」を発行し、希望者へ配布しています。今後も継続して実施し、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

②-2 関係機関との連携による情報の提供

行政からの直接の情報発信のみならず、幼稚園、保育所、子育て支援センター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信していくように推進します。

②-3 母子保健との連携による相談・情報提供

教育・保育サービスの情報について、母子保健分野と連携し、母子健康手帳の交付時、乳幼児健診時の教育・保育等情報提供や、健診会場で教育・保育施設やサービスについての相談の場を設置するなど、相談や情報提供の場の拡大を図ります。

②-4 気軽に入手できる情報提供の検討

子育て情報についてチラシ等を作成し、多くの人が訪れる場所に置くなど、子育て情報を気軽に入手できる提供方法について検討します。

(3) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

①安全な妊娠、出産、育児への支援

①-1 母子健康手帳の交付及び活用の促進

妊娠届をした者に対し、「母子健康手帳」を交付し、妊婦健康診査、訪問、相談等の母子保健事業において周知・広報を行います。

また、早い段階での妊娠の届け出を行うように周知・広報を行います。

①-2 妊婦健康診査の推進

妊婦や赤ちゃんの健康確保を図り、安全で安心な出産を迎えるため、また将来の生活習慣病予防のために、本事業を実施します。

①-3 超音波検査の推進

妊婦健康診査時に行う本検査を継続して実施し、低出生体重児などの出生予防を図ります。

①-4 ハイリスク妊産婦継続支援の推進

ハイリスク妊産婦への産前産後の個別支援を継続的に支援し、妊産婦の健康保持・増進を図ります。

①-5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進

子育てに関する相談や情報提供、母子の健康状態や養育環境等を把握し、きめ細かな子育て支援が行えるように取り組みます。また、全戸訪問を行うために母子保健推進員の確保に努めます。

①-6 妊産婦・新生児訪問指導の推進

助産師・保健師による妊産婦・新生児訪問指導を行っています。母子健康手帳交付時や妊婦健康診査からのフォローアップやハイリスク妊産婦、産後うつへの対応や育児不安解消を目的に実施しています。

今後も継続した取り組みを行います。

①-7 ブックスタート事業の推進

親子が読み聞かせなどを通じ、ゆったりとふれ合う機会づくりを促進する事業です。

平成 20 年度より乳幼児健康診査時に健康診査参加親子を対象とした絵本の読み聞かせを行っています。今後も事業を継続します。

①-8 母子保健推進員活動の推進

市の母子保健事業を推進するために、地域の母子保健推進員との連携強化、活動の推進を図ります。また、母子保健推進員がいない地域があるため、推進員の確保に努めます。

①-9 子育て中の保護者の健康管理の充実

子育てを行う母親や父親の健康増進を図るため、若者・特定健診を受診勧奨し、生活習慣病予防につなげます。今後も保護者の健康管理の充実を継続し、子育て家庭の家族みんなが健康に過ごせるように進めます。

②子どもの健康支援

②-1 2 か月児訪問の推進

2 か月児を対象に保健師、栄養士による訪問指導を行い、体重増加や児の発達について確認しています。今後も健康の保持、増進を図るため継続していきます。

②-2 4 か月児 10 か月児健康診査の推進

今後も乳児の健康の保持・増進を図るため、保護者へその月齢に応じた発達や食について一緒に学習し、情報提供を行います。

②-3 1 歳 6 か月児健康診査の推進

今後も健康の保持・増進を図るため、保護者への月齢に応じた発達や食について一緒に学習し、情報提供を行います。

②-4 3 歳児健康診査の推進

受診勧奨を強化し、3 歳児健康診査の受診率向上を図ります。また、今後も 3 歳児の健康保持・増進を図るため、保護者への月齢に応じた発達や食について一緒に学習し、情報提供を行います。

②-5 7か月児・1歳児・2歳健康相談

幼児の健康の保持・増進を図るため、その時期に応じた発育発達、7ヶ月児においては離乳食について保護者と一緒に確認し、学習の場にしていくため、実施していきます。

②-6 予防接種の推進

予防接種の大切さについて周知・広報を行い、接種率の向上を図ります。

②-7 マタニティー教室の推進

妊婦健診の結果の見方、適正な体重管理や食を学習していきながら、情報提供を行います。妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病を予防することで低出生体重児の減少を目的に実施します。

②-8 発達相談の推進

健診時に保護者から子どもの発達に関しての相談があった場合、心理士による相談を行います。

②-9 事故予防に関する知識の普及促進

健康診査などの場を通じた保護者への啓発や母子保健推進員活動の場を活用した学習会の開催等、事故予防に関する知識の普及を図っています。また、市広報等を通じた情報提供を行っています。今後も継続した取り組みを行います。

②-10 子ども医療費助成の推進

子ども医療費助成制度の周知・広報を行い、制度の利用を促すことにより、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図ります。

③食育の推進

③-1 食育の指導の推進

幼稚園、学校の児童生徒に対し、今後も栄養士と連携した給食及び食育の指導を行います。また、食生活改善推進員との連携による食育も継続し、食育及び保護者への食育指導を推進します。

乳幼児健康診査健康相談の場で、その時期に合わせた食と発達段階に合わせた食について保護者と一緒に学習していきます。

③-2 食育についての連携強化

食育の推進を図るため、市の子どもたちの食育について効果的な推進方法の検討及び実施のための連絡調整を行い、連携の強化に努めます。

③-3 給食における農作物の地産地消の促進

公立の幼稚園、小中学校では、給食センターで地場産物を取り入れており、もずくや農産物に関しては、市内で生産されたものを使用するようにしています。今後も継続し、地産地消を促進します。

保育所においても、現在使用している地場産物を今後も継続して使用していきます。

④ 思春期保健対策の充実

④-1 思春期保健事業の推進

学校の教科授業において、外部講師を依頼し、性に対する正しい知識の普及や高揚が図られました。

今後も本事業を継続し、性に関する正しい知識の涵養(かんよう)を図ります。

④-2 あかちゃんふれあい体験の推進

認可保育所(園)や幼稚園での体験学習や健康診査等の機会を通じて中学生が子どもと接する機会を提供する本事業について、職場体験学習の一環として実施します。

④-3 禁煙指導の推進

市内の小中学校で実施しているタバコの害についての講演や啓発を今後も継続し、児童生徒の健康意識の向上及び非行の未然防止を図ります。

4. 多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 児童・家庭相談に応じる窓口機能の強化

発達障がいが増加、虐待の深刻化、ひとり親家庭の増加など、保護を要する子どもやその家庭への相談や対応が重要となってきました。

家庭相談員、女性相談員、民生委員・児童委員と関係機関が連携し、地域に密着した相談機関として機能するよう業務を強化します。

② 南城市要保護児童対策地域協議会の推進

要保護児童や特定妊婦（若年妊婦等で出産後の養育支援が必要な妊婦）の適切な保護を行うため、個別支援会議を主とした活動を展開し、関係機関と連携して要保護児童、その保護者及び特定妊婦への支援を行っていきます。

③ 児童虐待防止講演会の推進

南城市要保護児童対策地域協議会の関係機関を対象に、児童虐待に関連する講演会を年1回開催しています。

今後も継続して取り組みます。

④ 児童虐待防止に関する教員研修の推進

県教育委員会等が開催する児童虐待防止に関する研修会について、教職員の参加を促進します。

⑤ 養育支援訪問事業の実施

養育支援が必要な家庭に対し、家庭訪問による育児・養育指導や相談等を行う事業です。今後は養育支援が必要な家庭への対応を図るため、本事業を実施します。

(2) ひとり親家庭の支援の充実

①児童扶養手当の推進

母子・父子家庭等の生活の安定を図り自立を促進するため、本事業を継続して実施します。

また、事実婚等を確認するため定期的に訪問調査を実施したり、地域の民生委員との連携を図る等適正な支給に向けた取り組みを更に強化していきます。

②ひとり親家庭への就業・起業に関する情報提供の推進

国や県等からポスターやパンフレットが届いた際に、窓口を設置し、配布を行っています。

今後もひとり親家庭の経済的安定を支援するため、国や県等から配布される就業・起業に関するポスターやパンフレットの窓口設置や配布を行います。

県母子寡婦福祉連合会が作成した、就業に関するパンフレットを活用した情報提供を行います。

③ひとり親世帯への家事支援の推進

県が実施している家事支援サービスについての周知・広報等を行い、ひとり親世帯の子育て上の負担軽減を支援します。

④母子・父子家庭等医療費助成の推進

母子及び父子家庭等の生活の安定と自立を支援するための制度です。受給者は病院で自己負担額を支払い、領収書を添付して申請し、支払は翌月口座振込みをする償還払い方式です。今後も継続して取り組んでいきます。

⑤母子寡婦福祉会への支援の推進

母子・寡婦家庭の生活の安定と福祉の充実向上及び会員相互の連携、親睦を図るため、母子寡婦福祉会への支援を行っています。

今後も継続して会への支援を行います。

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

①障がい児保育の推進

集団保育が可能な心身障がい児の保育を市内の全園で行います。

入所の可否や保育士の加配については個々のケースを障がい児保育審査会で検討した上で対応します。

②特別児童扶養手当の推進

20歳未満の身体または精神に中程度以上の障がいを持つ児童を監護している父もしくは母あるいは父母に代わってその児童を養育している人に、児童の福祉の増進を図ることを目的として年3回に分けて支給されます。

今後も継続して手当支給を行い、児童の福祉の増進を図ります。

③特別支援教育就学奨励費の推進

特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、経費の一部を補助しています。今後も継続して事業を実施します。

④特別教育支援コーディネーターの充実

幼稚園、小学校及び中学校では、特別支援教育全般の中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを配置するとともに、学校内や外部関係機関との連絡調整、保護者への相談支援、担任への支援などの充実に努めます。

⑤南城市教育支援委員会による支援の実施

就学指導委員会の実施事項を引き継いだ南城市教育支援委員会において、障がいのある児童生徒に対する就学や就学後のフォローアップなどを行います。

⑥巡回指導の充実

保育所や親子通園事業、学童クラブなどへ専門家が巡回し、発達に応じた保育についての指導を行います。

⑦発達障がいについての親の理解促進

発達障がいについての親への理解を図り子どもの発達支援へとつなげるため、認可保育所(園)や幼稚園での周知のほか、市からの情報提供にも努めます。

⑧親子通園事業の充実

心身に発達の遅れがあると認められる就学前の子どもと保護者に対し、自由な遊びなどを通して療育上の指導や各種相談に応じる親子通園事業の充実に努めます。

⑨重度心身障害児医療費助成の推進

制度の周知を図り、医療費の経済的負担の軽減を図るために今後も本事業を実施していきます。

⑩身体障がい児への補装具給付の推進

車いすや座位保持装置等、身体障がい児が自立し、社会参加を促進するための補装具の給付や修理を支援します。

⑪重度障がい児への日常生活用具給付の推進

障がい児が福祉用具や支援機器の活用により、日常生活の困難を改善し、より円滑に自立支援へつながるよう支援を行います。

⑫相談支援事業の推進

身体、知的、精神の三障がい者の気軽な相談や専門的な相談に対応するため、社会福祉協議会（指定相談事業所 野の花）への委託による相談支援を継続して実施します。

⑬障がい児の保護者の交流促進

子育ては様々な悩みを抱えるものですが、障がいを抱えている子どもの育児はより負担が大きいです。同じ状況にある保護者同士が相談や情報交換、交流を行い、悩みや不安を解消する場が必要であるため、市では手をつなぐ親の会やNPO「わくわくふれんど」等の情報提供や紹介を行っています。

今後も現在の取り組みを継続して行います。

第6章 計画の推進について

第6章 計画の推進について

1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 計画の推進体制

本市においては、教育・保育事業をはじめとする子育て支援対策を進めるにあたっては、庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県と連携も十分に行い、教育・保育施設等の運営の状況など必要な情報を共有し、共同で指導を行い教育・保育の質の確保を図ります。

質の高い教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業、またその他本計画に掲げる取り組みを確実に実施し、子育て家庭が希望するような子育て支援環境を整えていくために、教育・保育施設をはじめとする子育て支援に係る取り組みの実施主体との連携、要保護児童対策分野、母子保健分野、その他関係する機関や団体等との情報共有、取り組みの方向性についての相互理解などを十分に行いながら、密接な連携により進めていきます。

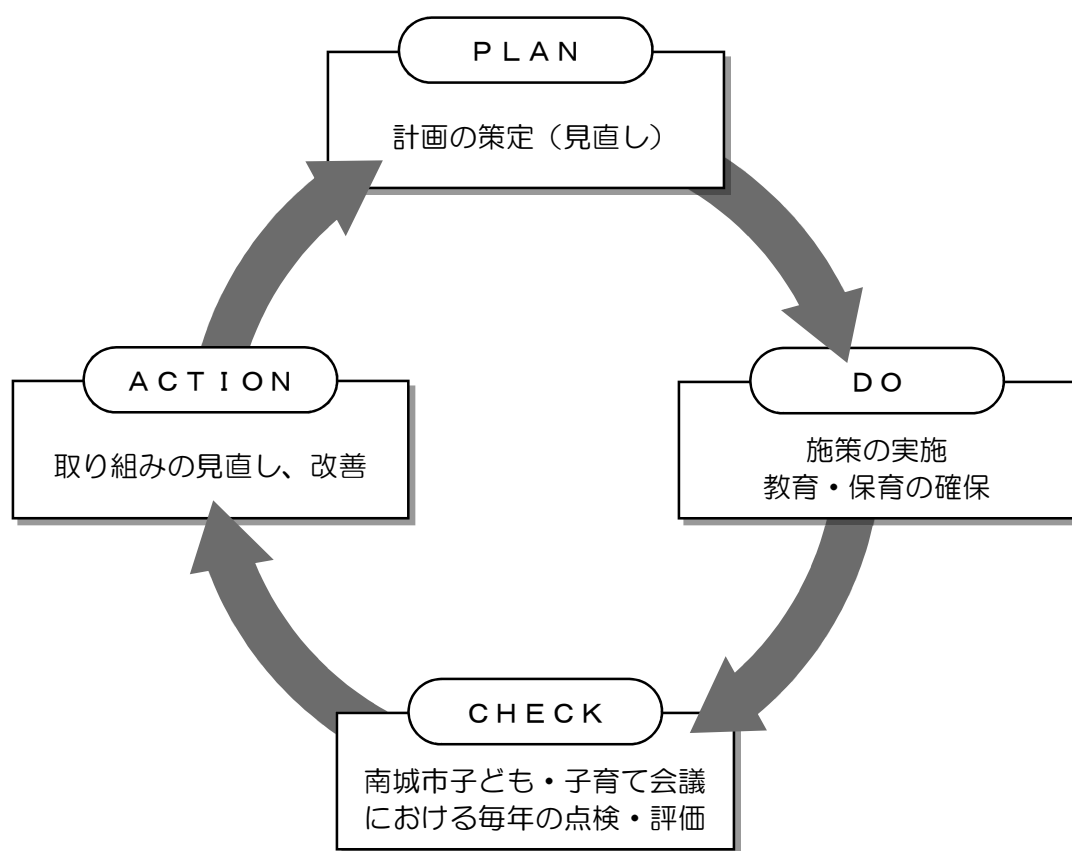
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握

子どもの状況や子育て家庭のニーズは多岐にわたり、また変化をしていきます。本計画を策定するにあたってはニーズ調査等を行いました。今後、子育て支援環境や社会情勢の変化などにより、ニーズも変わっていきます。計画開始後の取り組みの実施状況と課題、子どもと子育て家庭のニーズを定期的に把握し、計画の見直しについて見極めを行っていきます。

4. P D C Aサイクルによる推進状況チェック

本計画の推進状況の確認や更新にあたっては、取り組みの達成状況を継続的に把握・評価し、評価にもとづいた計画の改善を図る「P D C Aサイクル」による適切な進行管理を行っていきます。

このため、関係課による内部評価を定期的に行うとともに、計画内容の審議にあたった「南城市子ども・子育て会議」が、年度ごとの進捗状況の把握・点検を行い、その結果を踏まえて、計画の見直しを行っていきます。



～ 資 料 編 ～

資料 1 南城市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 19 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、南城市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員長又は副委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の事務は、福祉部児童家庭課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 市は、委員及び臨時委員に対し、南城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年南城市条例第35号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

資料２ 南城市子ども・子育て会議委員名簿

		氏 名	職 名	備 考
1	委員長	仲原 りつ子	あおぞら保育園長	法人保育園会推薦
2	副委員長	小谷 肇	市福祉部長	
3	委員	荷川取 尚樹	市民（H25 玉城中 P T A 会長）	玉城地区推薦
4	委員	嶺井 かおり	市民（P T A 関係）	佐敷地区推薦
5	委員	新里 嘉	市民（H25 大里北小 P T A 会長）	大里地区推薦
6	委員	小渡 順子	中央児童相談所	沖縄県中央児童相談所
7	委員	大田 沙織	みなみ保育園従事者	認可外保育施設推薦
8	委員	仲座 りえ子	市民（H25 知念小 P T A 副会長）	知念地区推薦
9	委員	運天 貴也	南城市 P T A 連合会会長（H25）	
10	委員	當間 立子	當間学童クラブ代表	南城市学童連絡協議会推薦
11	委員	親川 裕子	市立保育所長	市立保育所代表
12	委員	上原 則子	大里南幼稚園教頭	市立幼稚園推薦
13	委員	知念 進	市教育部長	
14	委員	仲里 康治	市児童家庭課長	
15	委員	八幡 恭光	市教育委員会 教育指導課長	

資料3 計画策定までの経過

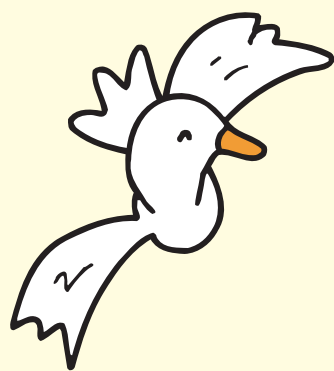
平成 25 年度	
平成 25 年 9 月 19 日	平成 24 年 8 月に設立した子ども・子育て支援法に基づき、南城市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年～平成 31 年度)策定にあたり、その子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することが出来る仕組みとして南城市子ども・子育て会議を設置
平成 25 年 11 月 26 日	子ども・子育て委員の推薦
平成 25 年 12 月 24 日	第 1 回南城市子ども・子育て会議（大里庁舎 3 階講堂） ・ 市長より各委員への委嘱状の交付 ・ 委員長・副委員長の選出 ・ 計画概要の説明
平成 26 年 2 月 25 日	第 2 回南城市子ども・子育て会議（大里庁舎 3 階講堂） ・ 南城市の人口推計について ・ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果（速報）
平成 26 年度	
平成 26 年 5 月 29 日	第 3 回南城市子ども・子育て会議（大里庁舎市民ギャラリー） ・ 南城市の保育等の現状について ・ 教育・保育等の「量の見込み」について
平成 26 年 9 月 5 日	第 4 回南城市子ども・子育て会議（大里庁舎 3 階講堂） ・ 子ども・子育て支援新制度の条例策定について
平成 26 年 11 月 27 日	第 5 回南城市子ども・子育て会議（大里庁舎市民ギャラリー） ・ 教育・保育事業の「確保方策」について
平成 27 年 1 月 28 日	第 6 回南城市子ども・子育て会議（大里庁舎市民ギャラリー） ・ 地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」について
平成 27 年 3 月 24 日	第 7 回南城市子ども・子育て会議（大里庁舎 3 階講堂） ・ 南城市子ども・子育て支援事業計画（素案）
平成 27 年 3 月 26 日	南城市子ども・子育て支援事業計画について（協議）提出

南城市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発 行 南城市 市民福祉部 児童家庭課
〒901-0695
南城市大里字仲間 8 0 7 番地
TEL 098-946-8995

編集協力 有限会社 システム・エッグ
〒901-1103
南風原町字与那覇 1 1 5 - 1
TEL 098-888-3090



南城市

